

ドイツにおける財政調整制度の改革 —州間財政調整の縮小と連邦交付金の拡大—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課 渡辺 富久子

目次

はじめに

- I 財政調整制度の法的枠組みとその変遷
- II 財政調整制度の概要
 - 1 租税に関する権限の連邦と州との間の配分
 - 2 2019年までの財政調整制度の仕組み
- III 2017年の基本法改正による制度改革
 - 1 基本法改正法等の背景と制定経緯
 - 2 財政調整制度の改革（2020年施行）の概要
 - 3 連邦の新たな権限と基本法の他の改正

おわりに

翻訳：ドイツ連邦共和国基本法（抄）

—2017年7月13日の改正法により改正された条文を中心に—

キーワード：ドイツ、財政調整、連邦制、税収配分、交付金、売上税

要 旨

ドイツの財政調整制度においては、1990年の東西ドイツ統一後、旧東ドイツ諸州のために特別な交付金が交付されている。この制度は旧東ドイツ地域の経済的な復興に要する期間を30年と見込んでおり、2020年以降、新しい財政調整制度を施行することが予定されていた。

2017年に、制度改革のための基本法（憲法）及び関係法律の改正が行われた。新しい制度では、州間の財政調整の規模が縮小し、連邦から州への交付金が増える。連邦の負担は今後増えるが、その一方で、連邦は、連邦高速道路の管理や、教育インフラ投資に対する財政支援等の新たな権限も得た。

本稿では、財政調整制度の改革のための基本法及び関係法律の改正の概要を紹介し、基本法の財政調整に関する規定を訳出する。

はじめに

ドイツは、16の州により構成される連邦制国家である。連邦と州は、それぞれ独立した統治機構を有する一方、ドイツの連邦制においては、連邦と州の間での、また、各州相互の連帯・協力が重視されている。連邦と州の協力は、立法、法律の執行、税収配分などの各局面で行われており、このような協調的連邦主義は、各州の生活条件の均一性を保障しなければならないというドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当。以下「基本法」という。）の要請（基本法第72条第2項、第106条第3項。以下、単に条番号を掲げる場合には、基本法の条項を指す。）に従うものでもある。

協調的連邦主義を代表する制度の一つが、財政調整制度である。財政調整は、連邦と州が各々の任務の遂行のために必要な資金を得ることができるよう、各州の財政力（Finanzkraft）を調整して、財政力の弱い州の税収を補填するための制度である。特に、1990年の東西ドイツ統一時点で旧東西ドイツ間の経済格差が非常に大きかったため、連邦から、旧東ドイツ諸州⁽¹⁾の低税収を補うための交付金が、現在に至るまで毎年交付されている。統一後30年が経過すれば東西間の経済格差は縮小し、そのような交付金の必要性は小さくなるであろうとの見通しから、この交付金は、2019年末までの時限的措置として旧東ドイツ諸州に対して交付されてきた。

そのため、2020年以降については新たな財政調整制度の構築が必要であった。どのような制度が望ましいかについては2000年代から検討が重ねられていたが、2016年ようやく連邦政府と州政府との間で合意を見た⁽²⁾。2017年に新たな制度に向けての立法措置がとられ、基本法等における財政調整制度に関する規定が改正された⁽³⁾。

* 本稿におけるインターネット情報は、2018年9月24日現在である。

(1) ベルリン州、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州の6州である。

(2) 中村良広「ドイツ連邦財政調整改革論の現段階」『熊本学園大学経済論集』23巻1-4号、2017.3, pp.465-485.

今回の改革により州間の財政調整の規模が小さくなり、連邦から州への交付金が拡大することとなった。その結果、州の連邦に対する依存度が高くなるため、今回の改革は連邦制の在り方に大きな影響を与えるものと見られている⁽⁴⁾。

以下、第Ⅰ章では財政調整制度の法的枠組みとその変遷について、第Ⅱ章では財政調整制度について、第Ⅲ章では2017年の基本法改正による制度改革（2020年1月1日施行）について、その概要を紹介する。あわせて、基本法の財政調整制度に関する規定を訳出する。

I 財政調整制度の法的枠組みとその変遷

財政調整制度は、連邦と州の税収を一定の規則に基づき再配分し、各州の財政力の格差を小さくすることを目的とする。その制度に関しては、基本法で大枠が定められ、実施法として基準法（2001年制定）⁽⁵⁾及び財政調整法（2001年制定）⁽⁶⁾がある。制度の変遷の概略は、次のとおりである。

1949年に制定された基本法の下では、租税は、連邦税（日本の消費税に相当する「売上税（Umsatzsteuer）」等）と、州税（所得税⁽⁷⁾、法人税、相続税等）とに分かれ、連邦と州各々が独立した財政運営を行うという建前であった。そのため、現在のような財政調整制度はまだなかったが、実質的に州間の財政調整を可能とする仕組みが基本法で定められていた⁽⁸⁾。すなわち、連邦は、特に学校制度、保健制度及び福祉制度の分野で州に交付する補助金（Zuschüsse）に充てるために、他に財源がない場合には、州税である所得税及び法人税の一部を使用することができ（旧第106条第3項）、財政力の弱い州の活動能力を確保し、州間の財政上の格差を是正するために州税の一部を使用して補助金を交付することができた（旧同条第4項）。実際、1950年以降、この仕組みを通じた「州間財政調整」が行われていた⁽⁹⁾。

1955年の基本法の改正⁽¹⁰⁾では、実態を踏まえ、所得税と法人税は連邦と州に1対2の割合で

(3) 次の2つの法律による。基本法改正法（Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 90, 91c, 104b, 104c, 107, 108, 109a, 114, 125c, 143d, 143e, 143f, 143g) vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347). 2017年7月20日施行）及び2020年以降の財政調整制度に関する規定を定める法律（Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichs ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122). 一部を除き2017年8月17日施行）

(4) André W. Heinemann, „Dauerhafter vertikaler Finanzstreit zwischen Bund und Ländern“, *Wirtschaftsdienst*, 97(3), 2017.3, S. 211.

(5) Gesetz über verfassungskonkretisierende allgemeine Maßstäbe für die Verteilung des Umsatzsteueraufkommens, für den Finanzausgleich unter den Ländern sowie für die Gewährung von Bundesergänzungszuweisungen (Maßstabgesetz) vom 9. September 2001 (BGBl. I S. 2302). 2001年9月13日施行。

(6) Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern (Finanzausgleichsgesetz) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3956). 2005年1月1日施行。

(7) ドイツの所得税は、狭義には自営業者や農業従事者等の所得に課される税をいうが、財政調整制度における「所得税」には、被用者の賃金に課される賃金税と、株式等の譲渡益や配当、利子等に課される資本収益税も含まれる。Bundesministerium der Finanzen, *Bund/Länder-Finanzbeziehungen auf der Grundlage der Finanzverfassung*, 2017, S. 16. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren_Bestellservice/2017-11-09-bundlaender-finanzbeziehungen.pdf;jsessionid=C016189828F37603D822076653BF6FF7?__blob=publicationFile&v=4>

(8) Wolfgang Renzsch, „1919-1969-2019? Zu den „langen Linien“ der bundesstaatlichen Finanzbeziehungen in Deutschland“, René Geißler et al. (Hrsg.), *Das Teilen beherrschen: Analysen zur Reform des Finanzausgleichs 2019*, Baden-Baden: Nomos, 2015, S. 57; ヴォルフガング・レンチュ（伊東弘文訳）「ドイツ連邦共和国における財政基本規範と財政調整」『地方財政』36巻5号, 1997.5, pp.179-182.

(9) Deutscher Bundestag, *Drucksache II/480*, S. 28ff; Wolfgang Renzsch, „Länderfinanzausgleich“. Historisches Lexikon Bayerns website <<https://www.historisches-lexikon-bayerns.de/Lexikon/L%C3%A4nderfinanzausgleich>>

(10) Gesetz zur Änderung und Ergänzung der Finanzverfassung (Finanzverfassungsgesetz) vom 23. Dezember 1955 (BGBl. I S. 817). 1955年4月1日遡及施行。

配分される共同税（Gemeinschaftsteuer）とされ、州間財政調整が義務的なものとなった。これを受け同年に、基本法で規定された州間財政調整の実施について定める州間財政調整法⁽¹¹⁾が制定された。その後、1969年の基本法改正（1970年施行）⁽¹²⁾により、売上税も共同税となり、売上税の一部が州間の財政調整に使われるようになったほか、所得税と法人税が連邦と州に同額ずつ配分されるようになった。同時に、州間財政調整法が廃止され、新たな財政調整制度を実施するための財政調整法（1969年制定）⁽¹³⁾が制定された。このようにして、現行の財政調整制度の枠組みができた。以後、制度の大枠はそのまま、微細な修正を重ねている。財政調整制度に関する基本法の規定の主要な改正については、解説末尾の別表1のとおりである。

1990年の東西ドイツ統一後は、旧東ドイツの経済状況を考慮して、基本法の財政調整に関する規定の一部は、1994年末まで旧東ドイツ諸州には適用されなかった⁽¹⁴⁾。すなわち、統一当初は、旧東ドイツ諸州をも組み込んだドイツ全体での州間財政調整は行われず、旧東ドイツ諸州は、1990～1994年まで設けられていた「ドイツ統一」基金⁽¹⁵⁾から資金を受領していた。

旧東ドイツ諸州は、1995年以降、州間財政調整制度に完全に組み込まれたが、東西間の経済力の格差が大きすぎたため、この制度の枠組みの中で1993年に制定された「連帯協定I（1995-2004）」⁽¹⁶⁾及び2001年に制定された「連帯協定II（2005-2019）」⁽¹⁷⁾によって、現在に至るまで、その弱体化な経済構造に配慮がなされている。

連帯協定Iでは、連邦は旧東ドイツ諸州に対して、使途を拘束しない「特別需要連邦補充交付金」と呼ばれる交付金を交付すること、インフラ整備のための財政支援金を支給すること等が定められた⁽¹⁸⁾。連帯協定IIの下でも、引き続き、特別需要連邦補充交付金が交付されている⁽¹⁹⁾。2005～2019年の間に交付される交付金の総額は、1050億ユーロ⁽²⁰⁾に上る。その結果、2019年までには、東西ドイツ分断に起因する旧東ドイツ諸州の極端なインフラ整備の遅滞はほぼ解消されるとの見込みを立て⁽²¹⁾、連帯協定IIは2019年末をもって失効し、2020年から新財

(11) Länderfinanzausgleichsgesetz vom 27. April 1955 (BGBl. I S. 199). 1955年5月4日施行。

(12) Einundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Finanzreformgesetz) vom 12. Mai 1969 (BGBl. I S. 359). 1970年1月1日施行。

(13) Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern vom 28. August 1969 (BGBl. I S. 1432). 1970年1月1日施行。

(14) 統一条約第7条の規定による。Einigungsvertrag vom 31. August 1990 (BGBl. 1990 II S. 889).

(15) 「ドイツ統一」基金 (Fonds „Deutsche Einheit“) は、連邦の基金で、当初の1150億ドイツ・マルクのうち200億ドイツ・マルクは連邦がその予算から捻出し、950億ドイツ・マルクは連邦の借入れによった。借入れに際する負担は、連邦と州が折半した。„Verständigung auf Fonds „Deutsche Einheit““, 16. Mai 1990. Bundesregierung website <https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2014_Deutsche_Einheit/1990-05-16-verstaendigung-auf-fonds-deutsche-einheit.html>

(16) 法律の正式名称は、Gesetz über Maßnahmen zur Bewältigung der finanziellen Erblasten im Zusammenhang mit der Herstellung der Einheit Deutschlands, zur langfristigen Sicherung des Aufbaus in den neuen Ländern, zur Neuordnung des bundesstaatlichen Finanzausgleichs und zur Entlastung der öffentlichen Haushalte (Gesetz zur Umsetzung des Föderalen Konsolidierungsprogramms) vom 23. Juni 1993 (BGBl. I S. 944). 一部を除き、1993年6月27日施行。

(17) 法律の正式名称は、Gesetz zur Fortführung des Solidarpaktes, zur Neuordnung des bundesstaatlichen Finanzausgleichs und zur Abwicklung des Fonds „Deutsche Einheit“ (Solidarpaktfortführungsgesetz) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955). 一部を除き、2005年1月1日施行。

(18) „Solidarpakt I von 1995 bis 2004“. Der Beauftragte der Bundesregierung für die neuen Bundesländer website <https://www.beauftragter-neue-laender.de/BNL/Navigation/DE/Themen/Bundesstaatliche_Solidaritaet/Bund_Laender_Finanzausgleich_und_Aufbau_Ost/Solidarpakt_I/solidarpakt_I.html>

(19) „Solidarpakt II von 2015 bis 2019“. *ibid.* <https://www.beauftragter-neue-laender.de/BNL/Navigation/DE/Themen/Bundesstaatliche_Solidaritaet/Bund_Laender_Finanzausgleich_und_Aufbau_Ost/Solidarpakt_II/solidarpakt_II.html>

(20) 1ユーロは約131円（平成30年11月分報告省令レート）。

(21) Bundesministerium der Finanzen, *Der bundesstaatliche Finanzausgleich*, S. 5. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Foederale_Finanzbeziehungen/Laenderfinanzausgleich/DER-Bundestaatliche-FAG.pdf?__blob=publicationFile&v=4>

政調整制度を施行することが規定された。

他方、連邦憲法裁判所は、1999年の判決（BVerfGE 101, 158）⁽²²⁾において、基本法が定める財政調整の各手続における基準が財政調整法で十分明確に規定されていないことを問題とし、このような基準を具体化する「基準法」を定めることを立法者に義務付けた。さらに、当該基準に基づいて、税収配分や財政調整のための具体的な手続を財政調整法に定める改正を行うよう、立法者に命じた⁽²³⁾。この判決を受け、2001年に基準法⁽²⁴⁾が制定され、従前の財政調整法（1993年制定）を廃止した上で新規の財政調整法（2001年制定）⁽²⁵⁾が制定されたが、両法とも、「連帯協定Ⅱ」と同様に、2019年末をもって失効することが定められた。

今回の財政調整制度の改革は、連邦と州の錯綜した権限の切り分けを図る2006年の第1次連邦制改革⁽²⁶⁾、連邦と州の起債を制限して均衡予算の実現を図る2009年の第2次連邦制改革⁽²⁷⁾に続く連邦制改革と見ることができる⁽²⁸⁾。

Ⅱ 財政調整制度の概要

本章では、最初に財政調整制度の前提となる租税に関する権限の連邦と州との間の配分について述べた後、2019年までの財政調整制度の仕組みを紹介する。

1 租税に関する権限の連邦と州との間の配分

基本法において、財政調整制度は、「第10章 財政制度」（第104a条～第115条）の前半（第104a条～第108条）の租税に関する規定の中で定められている⁽²⁹⁾。

基本法においては、租税に関して、①立法権、②徴税権（以下「税務行政権」⁽³⁰⁾という。）、③税収を得る権利（以下「租税収益権」という。）の3つの権限が定められており、これらの権限は、連邦と州との間で次のように配分される（詳細については表1を参照）。

(22) バーデン・ヴュルテンベルク州とバイエルン州、ヘッセン州は、例年、財政調整において財政力の弱い州のために多額の供出をしている。これに不満を持ち、上記3州は、財政調整法の規定が基本法に適合しているか否かの審査を連邦憲法裁判所に対して申し立てていた。Fritz Söllner, „Der Länderfinanzausgleich nach dem Urteil des Bundesverfassungsgerichts“, *Wirtschaftsdienst*, 80(10), 2000.10, S. 611ff.

(23) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 14/7063, S. 1.

(24) 前掲注(5)

(25) 前掲注(6) 1969年に制定された財政調整法（前掲注(13)）は、その後、連帯協定Ⅰ（前掲注(16)）によって廃止され、新規の財政調整法が制定されていた。Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern vom 23. Juni 1993 (BGBl. I S. 944, 977). 1995年1月1日施行。

(26) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 22, 23, 33, 52, 72, 73, 74, 74a, 75, 84, 85, 87c, 91a, 91b, 93, 98, 104a, 104b, 105, 107, 109, 125a, 125b, 125c, 143c) vom 28. August 2006 (BGBl. I S. 2034).

(27) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 143d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2248). 詳細は、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) —基本法の改正」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.3-18. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1>; 渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, p.81. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111090_po_02630007.pdf?contentNo=1> を参照。

(28) 渡辺富久子「ドイツ—連邦制改革をめぐって—」国立国会図書館調査及び立法考査局『21世紀の地方分権—道州制論議に向けて—』（調査資料2013-3）2014.3, pp.114-117. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8434105_po_20130312.pdf?contentNo=1>

(29) 基本法第10章の後半は、予算制度に関する規定である。

(30) Bundesministerium der Finanzen, *Die Steuerverwaltung in Deutschland*, 2018, S. 5.

表1 租税に関する権限の配分

税目	立法権	税務行政権	租税収益権
アルコール税 (Alkoholsteuer)	連邦	連邦	連邦
ビール税 (Biersteuer)	連邦	連邦	州
輸入売上税 (Einfuhrumsatzsteuer)	連邦	連邦	連邦・州 (市町村分を含む)
所得税 (Einkommensteuer)	連邦	州	連邦・州 (市町村分を含む)
エネルギー税 (Energiesteuer)	連邦	連邦	連邦
相続税・贈与税 (Erbschaft- / Schenkungsteuer)	連邦	州	州
消防税 (Feuerschutzsteuer)	連邦	連邦	州
飲料税 (Getränkesteuer)	連邦	市町村	市町村
営業税 (Gewerbesteuer)	連邦	州・市町村	市町村 (連邦・州の分を含む)
不動産取得税 (Grunderwerbsteuer)	連邦	州	州
不動産税 (Grundsteuer)	連邦	州・市町村	市町村
犬税 (Hundesteuer)	州	市町村	市町村
狩猟税・漁業税 (Jagd- und Fischereisteuer)	州	郡・市町村	郡・市町村
コーヒー税 (Kaffeesteuer)	連邦	連邦	連邦
資本収益税 (Kapitalertragsteuer)	連邦	州	連邦・州 (市町村分を含む)
教会税 (Kirchensteuer)	州	州・教会	教会
法人税 (Körperschaftsteuer)	連邦	州	連邦・州
自動車税 (Kraftfahrzeugsteuer)	連邦	連邦	連邦
賃金税 (Lohnsteuer)	連邦	州	連邦・州 (市町村分を含む)
航空税 (Luftverkehrssteuer)	連邦	連邦	連邦
競馬税・宝くじ税 (Rennwett- und Lotteriesteuer)	連邦	州	州
飲酒店免許税 (Schankerlaubnissteuer)	州	郡・市町村	郡・市町村
カジノ税 (Spielbankabgabe)	連邦・州	州	州
電力税 (Stromsteuer)	連邦	連邦	連邦
たばこ税 (Tabaksteuer)	連邦	連邦	連邦
売上税 (Umsatzsteuer)	連邦	州	連邦・州 (市町村分を含む)
保険税 (Versicherungssteuer)	連邦	連邦	連邦
別荘税 (Zweitwohnungsteuer)	州	市町村	市町村

(注) 主要な税のみを取り上げた。アルファベット順の並びである。

(出典) Bundesministerium der Finanzen, *Steuern von A bis Z*, 2018, S. 28f を基に筆者作成。

①立法権 (第 105 条)

ほとんどの税目に関する立法権は、連邦が有し、州は、地域限定的な消費税 (Verbrauchssteuer)・奢侈税に関して、及び不動産取得税の税率に関してのみ、立法することができる。消費税とは、個別の財、特に常習性のある嗜好品の消費に課される税の総称であり、地域限定的な消費税として飲料税や包装税等がある。奢侈税は、一般的な生活需要の充足を超えた贅沢と認められる支出であって、財の消費ではないものに課される税であり、地域限定的な奢侈税として犬税や狩猟税等がある。これらの地域限定的な消費税・奢侈税からの税収は、市町村の収入となる⁽³¹⁾。不動産取得税の税率に関する立法権は、2006年の第1次連邦制改革において連邦から州に立法権が委譲されたものである⁽³²⁾。

(31) Heinrich Amadeus Wolff et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 817ff. 奢侈税については、Ingo von Münch, *Grundgesetz: Kommentar*, Band 2, 6. neubearbeitete Auflage, München: C.H.Beck, 2012, S.1076 を参照。

(32) 2006年の第1次連邦制改革前は、不動産取得税の税率は連邦全体で一律3.5%であったが、現在ではバイエルン州とザクセン州のみがこの税率に据え置いており、他の州は税率を引き上げた。Jens Boysen-Hogrefe, „Grunderwerbsteuer im Länderfinanzausgleich: Umverteilung der Zusatzlast der Besteuerung“, *Wirtschaftsdienst*, 97(5), 2017.5, S. 354ff.

②税務行政権（第 108 条）

連邦の税務官庁は、関税、全国的な消費税（たばこ税やコーヒー税等）、自動車税等について税務行政権を有する。その他の税については、州の税務官庁が税務行政権を有する。

③租税収益権（第 106 条）

租税は、その税収の帰属により、a. 連邦税、b. 州税、c. 連邦と州の双方に帰属する共同税に分類される。所得税（賃金税と資本収益税を含む。）、法人税及び売上税（輸入売上税を含む。）はいずれも共同税である。これら共同税からの税収が、連邦及び州の税収の約 8 割を占める⁽³³⁾。一部の共同税は、連邦及び州のほか、市町村の収入ともなる。

2 2019 年までの財政調整制度の仕組み

財政調整の目的は、連邦と州の各々がその任務の遂行のために必要な資金を備えること（第 104a 条第 1 項）、各州の生活条件の均一性を保障すること（第 106 条第 3 項）である。連邦、州及び市町村の代表的な任務は、表 2 のとおりである。

表 2 連邦、州及び市町村の代表的な任務

連邦	外交、防衛、社会保障制度、広域的な経済振興、交通制度、通貨
州	教育、学術・研究、文化、警察、地域公共交通、地域的な経済振興
市町村	下水、廃棄物処理、都市計画、児童・青少年支援、保育、博物館・スポーツ施設・劇場、学校、道路清掃

（出典）Bundesministerium der Finanzen, „Auf den Punkt“, August 2017, S. 2. <http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren_Bestellservice/2017-08-26-auf-den-punkt-bund-laender-finanzen.pdf?__blob=publicationFile&v=16> を基に筆者作成。

財政調整制度においては、最初に税収を配分し、次いで、その結果生じている財政力格差が調整される。純粹な「財政調整」は後者の財政力格差の調整であるが、財政調整制度については、垂直的税収配分、水平的税収配分、「狭義の」州間財政調整、連邦補充交付金の順に 4 段階で行われるとされ、税収配分も含めて説明されることが多い。なお、「垂直的」とは連邦と州との間の関係をいい、「水平的」とは州間の関係をいう。以下に、この 4 段階の概要を紹介する。

(1) 垂直的税収配分（第 106 条）

第 1 段階として、税収は、連邦と州の間で配分される。たばこ税、電力税、保険税等は、連邦税として連邦の収入となり、相続税、ビール税、カジノ税等は、州税として州の収入となる。共同税は、表 3 に示す割合で、連邦と州、市町村に配分される。

ほかに、市町村税として営業税（法人税に相当する地方税）や不動産税等があり、営業税からの収入の一部（約 14%）は、連邦及び州に割り当てられる⁽³⁴⁾。なお、2016 年のドイツ全体の税収総額（約 7057 億ユーロ）の最終的な帰属割合は、連邦に 40.9%、州に 40.9%、市町村に

(33) „Die Steuereinnahmen des Bundes und der Länder im Haushaltsjahr 2017“. Bundesministerium der Finanzen website <<http://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2018/01/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-6-Steuereinnahmen-des-Bundes-und-der-Laender-in-2017.html>> を参照。

(34) „Gemeinschaftsteuern“. Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/lexikon-der-wirtschaft/19471/gemeinschaftsteuern>>

14.0%であった⁽³⁵⁾。

表3 共同税の配分割合と配分の根拠規定

税目	配分割合	配分の根拠規定
法人税	連邦 50%、州 50%	基本法第 106 条第 3 項
所得税・賃金税	連邦 42.5%、州 42.5%、市町村 15%	基本法第 106 条第 3 項 市町村に入る割合は、市町村財政改革法（注 2）
資本収益税	連邦 44%、州 44%、市町村 12%	同上
売上税	連邦 50.6%、州 46.7%、市町村 2.7%（注 1）	財政調整法（注 3）第 1 条

（注 1）この表に掲げる売上税の配分割合は、2017 年のものである。売上税の配分割合は、その時々事情に応じた財政調整法の改正により柔軟に変更できるようになっており、ほぼ毎年、配分割合の若干の変更がある。他の税の連邦と州との間の配分割合は基本法で定められているため、基本法の改正がない限り、毎年同じ割合である。

（注 2）Gemeindefinanzreformgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 10. März 2009 (BGBl. I S. 502).

（注 3）Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern (Finanzausgleichsgesetz) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3956).

（出典）Bundesministerium der Finanzen, *Bund/Länder-Finanzbeziehungen auf der Grundlage der Finanzverfassung*, 2017, S. 16f. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren_Bestellservice/2017-11-09-bund-laender-finanzbeziehungen.pdf;jsessionid=C016189828F37603D822076653BF6FF7?__blob=publicationFile&v=4> を基に筆者作成。

(2) 水平的税収配分（第 107 条第 1 項）

第 2 段階として、州に帰属する税（州税、共同税の州帰属分）が 16 州に配分される。これらは、原則として、「納付地収入の原則」により、納付された州に帰属する。

共同税である賃金税、法人税及び売上税は、納付地収入の原則の例外として、次のように配分される。賃金税は、事業者が所在する州に一旦納付されるが、最終的には被用者が居住する州に帰属する⁽³⁶⁾。法人税は、複数の州に事業所を有する法人の場合、本社が所在する州に一旦納付されるが、最終的には、各事業所が被用者に支払った賃金額に応じて当該事業所が所在する州に帰属する⁽³⁷⁾。

売上税の州帰属分は、次のように各州に配分される⁽³⁸⁾。

まず、州全体に帰属する売上税の 4 分の 1 を上限とする額が、人口 1 人当たりの税収⁽³⁹⁾が 16 州の平均を下回る州に対して、その程度に応じて配分される⁽⁴⁰⁾（Umsatzsteuervorwegausgleich. 以下「売上税による事前調整」という。）。すなわち、人口 1 人当たりの税収が州平均の 97% 未満である州の場合には、州平均との差額の 95% が補填され、州平均の 97% 以上 100% 未満である州の場合には、州平均との差額の 60% が補填される。例えば、人口 1 人当たりの税収が州平均の 60% である州の場合には、州平均との差額分である $40\% \times 0.95 = 38\%$ 分を補填されるの

(35) Bundesministerium der Finanzen, *Finanzbericht 2018*, 2017, S. 76.

(36) Reinhold Weiß und Werner Münzenmaier, „Auswirkungen einer Lohnsteuererlegung nach Arbeitsort im Länderfinanzausgleich“, *Wirtschaftsdienst*, 94(10), 2014.10, S. 733.

(37) 賃金税と法人税の帰属については、税収再配分法において定められている。Zerlegungsgesetz vom 6. August 1998 (BGBl. I S. 1998).

(38) 売上税のうち市町村の取り分は、各市町村の営業税収並びに被用者の数及び賃金総額に基づいて各州に配分された後、同じ基準に基づいて各市町村に配分される（市町村財政改革法（Gemeindefinanzreformgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 10. März 2009 (BGBl. I S. 502)）第 5a 条）。

(39) ここでいう税収は、所得税及び法人税の州帰属分、市町村税である営業税の州割当分並びに州税である（財政調整法第 2 条第 1 項）。

(40) Tobias Hentze, *Die Abschaffung des Länderfinanzausgleichs: Was der neue Finanzausgleich für Bund und Länder bedeutet*, Institut der deutschen Wirtschaft Köln, 2017, S. 5. <http://docs.dpaq.de/12756-iw_policy_paper_16_2017_laenderfinanzausgleich__1_.pdf>

で、この段階で、人口1人当たりの税収は州平均の98(60+38)%となる。

次に、残額が人口比に応じて各州に配分される(以下「売上税の最終的な配分」という。)⁽⁴¹⁾。

(3) 「狭義の」州間財政調整(改正前第107条第2項第1文及び第2文)

第3段階として、税収配分後の州間の財政力格差を更に小さくするために、「狭義の」州間財政調整が行われる⁽⁴²⁾。ここでは、各州の財政力と財政需要を比較し、財政力が財政需要を上回る州から、財政力が財政需要を下回る州に対して、財政調整金が支払われる。ただし、各州の財政需要に占める財政力の割合(財政力/財政需要)による順位が変わらないように行う⁽⁴³⁾。

ここでいう「財政力」とは、州の税収⁽⁴⁴⁾に、当該州内の市町村の税収の64%を加えた額である。ただし、ある州の人口1人当たりの税収の前年比伸び率が16州平均の伸び率を上回る場合には、平均を超えて増えた税収の12%を税収として計上しなくてよい⁽⁴⁵⁾。これは、税収を増やすインセンティブを考慮した規定である。

また、「財政需要」とは、16州平均の1人当たりの財政力に、当該州の人口を乗じた額である。これは、人口1人当たりの財政需要が全ての州において同じであるとの仮定に基づいている。以上は原則であり、次の2つの例外がある。①16州のうち、1つの大都市のみで州として扱われる3つの都市州(Stadtstaat。ベルリン州、ブレーメン州、ハンブルク州)については、隣接する州の住民に対してもサービスを提供している等の特殊事情を考慮し⁽⁴⁶⁾、人口に135%の係数を掛けて財政需要を算出する。②旧東ドイツの3州(ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、テューリンゲン州)については、人口密度が低く、他の州よりも行政費用を要するとして、人口に102~105%の係数を掛けて財政需要を算出する⁽⁴⁷⁾。

州間財政調整は、財政需要に占める財政力の割合(財政力/財政需要)に応じて、次のように行われる。同割合が80%未満である州は、財政需要と財政力の差額(財政需要-財政力)の75%が補填される。同割合が80~93%の場合には、その差額の70~75%が、同割合が93%以上100%未満の場合には、その差額の44~70%が補填される。他方、同割合が120%を超える州は、その差額(財政力-財政需要)の75%を供出し、同割合が107~120%の場合には、その差額の70~75%を、同割合が100%超~107%の場合には、その差額の44~70%を供出する。(表4を参照)

(41) 人口1人当たりの税収が16州の平均を下回る州が売上税による事前調整において配分を得たとしても、当該人口1人当たりの税収が16州の平均を大きく下回らない場合には、売上税の最終的な配分後(=売上税による事前調整を含む売上税の水平的税収配分後)、売上税全体を人口比により配分する場合と比べて、減収となることがある。これらの州については、後続の「狭義の」州間財政調整において、その分、財政力が補填される。Thomas Schäfer, „Der horizontale Verteilungsstreit aus der Sicht eines Geberlandes“, Tilmann Schweisfurth und Wolfgang Voß (Hrg.), *Haushalts- und Finanzwirtschaft der Länder in der Bundesrepublik Deutschland*, Berliner Wissenschafts-Verlag, 2017, S. 280ff.

(42) これに対し、「広義の」州間財政調整とは、「売上税による事前調整」、「狭義の」州間財政調整、一般連邦補充交付金(後述)を合計したものをいう。„Ergebnisse des Länderfinanzausgleichs 2014“, 24. März 2015. Bundesministerium der Finanzen website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Monatsberichte/2015/03/Inhalte/Kapitel-3-Analysen/3-2-laenderfinanzausgleich-2014.html>>

(43) 基準法第9条

(44) ここでいう税収は、所得税及び法人税の州帰属分、市町村税である営業税の州割当分、州税並びに採掘税である(財政調整法第7条第1項及び第2項)。

(45) 財政調整法第7条第3項

(46) Wolfgang Kitterer, *Finanzausgleich im vereinten Deutschland: Neugestaltung der Finanzbeziehungen zur Stärkung des Föderalismus unter besonderer Berücksichtigung des Landes Bremen*, Heidelberg: R.v. Decker's Verlag, G. Schenck, 1994. S. 4f.

(47) Deutscher Bundestag, *Drucksache 14/7063*, S. 17.

表4 「狭義の」州間財政調整における財政力格差の調整

財政力	財政力 / 財政需要	補填額 (+) 又は供出額 (-) ((財政需要 - 財政力) に対する割合)
弱 ↑	80%未満	+ 75%
	80~93%	+ 70~75%
	93%以上100%未満	+ 44~70%
↓ 強	100%超~107%	- 44~70%
	107~120%	- 70~75%
	120%超	- 75%

(出典) 財政調整法 (Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern (Finanzausgleichsgesetz) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3956)) の規定を基に筆者作成。

近年は、バイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、ヘッセン州の3州が毎年、年によってはハンブルク州も加えた4州が、財政力の弱い他州のために財政調整金を供出し続ける状況となっていた。

(4) 連邦補充交付金 (改正前第107条第2項第3文)

「売上税による事前調整」と「狭義の」州間財政調整を経て、最後に、州間の財政力格差の更なる縮小のために、連邦補充交付金 (Bundesergänzungszuweisungen) が交付される。連邦補充交付金には、一般連邦補充交付金 (allgemeine Bundesergänzungszuweisungen) と特別需要連邦補充交付金 (Sonderbedarfs-Bundesergänzungszuweisungen) がある。一般連邦補充交付金も、特別需要連邦補充交付金も、その用途を拘束されない⁽⁴⁸⁾。

一般連邦補充交付金は、「狭義の」州間財政調整が終わった段階で、(財政力/財政需要) が99.5%を下回る州に対して、その差額の77.5%を補填するものである。一般連邦補充交付金の交付後も、各州の(財政力/財政需要)の割合による順位は、当初のままで変わらない⁽⁴⁹⁾。

特別需要連邦補充交付金は、全ての州ではなく、一部の州にとっての特別に不利益な状況であって、ここまでの財政調整において考慮されていないものを補うものである。特別需要連邦補充交付金には、①東西ドイツ分断に起因するインフラ整備の遅滞を回復するために必要な旧東ドイツ諸州の負担を補うもの(ベルリン州を含む旧東ドイツ諸州を対象)、②構造的に失業率が高いゆえに必要となる給付の負担を補うもの(ベルリン州を除く旧東ドイツ諸州を対象)、③州の規模が比較的小さいために割高となる政治運営費用⁽⁵⁰⁾を補うもの(10州⁽⁵¹⁾を対象)がある。特別需要連邦補充交付金については、その交付後、各州の(財政力/財政需要)の割合による順位が変わってもよいとされている⁽⁵²⁾。

このうち、①の東西ドイツ分断による負担を補う特別需要連邦補充交付金は、「連帯協定II」により、2019年までの時限措置として制度化されたものである。交付額は、年々逡減する。

(48) Wolff et al., *op.cit.*(31), S. 841f.

(49) 基準法第11条第2項

(50) 政治運営費用 (Kosten politischer Führung) とは、議会運営や議会会派、選挙等に係る費用である。André W. Heinemann, „Horizontal oder vertikal? Zur Zukunft des Finanzausgleichs in Deutschland“, *Wirtschaftsdienst*, 92(7), 2012.7, S. 474.

(51) ベルリン州、ブランデンブルク州、プラーメン州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、テューリント州 (財政調整法第11条第4項)

(52) 基準法第12条第2項

(5) 連邦補充交付金と類似の連邦から州への財政援助の制度

連邦補充交付金と関連して、連邦が州の財政を援助できるように、連邦と州の共同任務 (Gemeinschaftsaufgaben)、連邦から州への財政支援 (Finanzhilfen) という 2 つの制度があり、これらも垂直的財政調整の一種としてとらえられることがある⁽⁵³⁾。これらの制度は、連邦と州は、各々の任務の遂行のために生じる費用を独立して負担するという原則 (第 104a 条第 1 項) の例外である。

共同任務とは、州の特定の任務に連邦が協力し、連邦と州が共同で財源を拠出する制度である。対象となる分野は、①地域的な経済構造の改善、農業構造・護岸の改善 (第 91a 条)、②地域を超える意義を有する学術研究の助成 (第 91b 条)、③情報技術システムの計画、構築及び運用 (第 91c 条)、④行政のパフォーマンス評価 (第 91d 条)、⑤求職者のための基礎保障 (第 91e 条) である。

財政支援は、州又は市町村が行う特別に重要な投資のために、連邦が州に対して行うものである。ただし、連邦が立法権限を有する分野に限られ、経済全体の均衡が崩れることの防止、全国における経済力格差の調整、又は経済成長の促進をその目的としなければならない。また、財政支援の額は年々逡減すること、かつ時限的であることが要件とされている。(第 104b 条)

(6) 州間財政調整の実際—2017 年を例に—

2017 年に、州間の財政力の格差を是正するために要した額 (売上税による事前調整を含む売上税の水平的税収配分、「狭義の」州間財政調整、一般連邦補充交付金) と各州の財政力がどのように調整されたかを、本稿末尾の別表 2 に示した。売上税の水平的配分時に「財政調整」の機能を持った額は 83 億 8600 万ユーロ、「狭義の」州間財政調整のために使われた額は 111 億 8600 万ユーロ、一般連邦補充交付金として連邦から交付された総額が 45 億 600 万ユーロであった。このうち、水平的財政調整である前 2 者の合計は、195 億 7200 万ユーロである。

また、各州の財政需要に占める財政力の割合 (財政力/財政需要) は、一般連邦補充交付金の交付後の段階では 100% に近づいている。例えば、ベルリン州は、売上税の最終的な配分後の時点ではこの割合が 69.3% であったが、一般連邦補充交付金の交付後の段階では 97.5% となっている。逆にバイエルン州は、売上税の最終的な配分後の時点では 117.6% であった割合が、一般連邦補充交付金の交付後の段階では 106.5% となっている。

Ⅲ 2017 年の基本法改正による制度改革

1 基本法改正法等の背景と制定経緯

前述のように、現行の財政調整制度は 2019 年末で失効することから、新たな制度を定めるために基本法と関係法律の改正が必要となっていた。このため、2006 年と 2009 年の連邦制改革の間にも、新たな財政調整制度の在り方をめぐる議論が続けられていたが、長らく関係者の意見の一致を見ることができずにいた。

2015 年に至り、ようやく意見の一致を見た。従来、財政調整制度の変更は、各州政府と連邦政府が全会一致で同意した案を、連邦議会が形式的に立法化するというプロセスで決定されて

(53) Bundesministerium der Finanzen, *op.cit.*(7), S. 10ff.

きたが⁽⁵⁴⁾、今回も同様の手続で、基本法及び関係法律の改正に至った。

具体的な手続の経緯を述べると、まず、16州の首相が、2015年12月3日に新たな財政調整制度の案に合意した。その際、財政力の強い州は、現行制度は税収を増やすインセンティブを損ねるとして強い不満を持っている一方で⁽⁵⁵⁾、財政力の弱い州は、現行制度から得ている利益が減少することを警戒していたことが考慮された。さらに、2020年以降、州は借入れをしないで財政収支を均衡させる義務を負うため⁽⁵⁶⁾、財政調整制度の改革により財政状況が悪化することは、どの州も避けなければならなかった。結果として、州首相が合意した案は、全ての州にとって不利益がないようにするため、州間財政調整のための州の負担を軽減し、その分の負担（毎年約100億ユーロ）を連邦に新たに求めるものとなった（後述）。

この合意案は、ほぼ同内容で、2016年10月14日の連邦・州首相会議において決定された⁽⁵⁷⁾。連邦が自らの負担が増える案に同意した理由は、2020年以降に財政調整制度が継続されなければ財政状況が悪化する州があり、このような州は、借入れができなくなるという事情もあり、必要な行政サービスの遂行に支障をきたすことになってしまうからである⁽⁵⁸⁾。

連邦・州首相会議で決定された案は、2017年6月1日に連邦議会において「基本法改正法」⁽⁵⁹⁾及び「2020年以降の財政調整制度に関する規定を定める法律」⁽⁶⁰⁾として可決され、基本法に関連規定が改正（2017年7月20日施行）されたほか、基準法や財政調整法等が改正され、財政再建支援法⁽⁶¹⁾等が制定された（一部を除き2020年1月1日施行）。新しい財政調整制度は、2020年から実施される。

「基本法改正法」と「2020年以降の財政調整制度に関する規定を定める法律」の構成については、表5、6を参照されたい。基準法は「2020年以降の財政調整制度に関する規定を定める法律」の第1章により、財政調整法は同法の第2章によりそれぞれ改正され、財政再建支援法は、同法の第5章により制定された。

これらの法律は、主に財政調整制度の改革を規定するが、連邦が新たな負担を行うことと引き換えに新たに得た権限に関する規定等をも含んでいる。次節以降、最初に財政調整制度の改革の概要を紹介し、次に連邦の新たな権限を紹介する。

(54) Christian Bräuer, *Finanzausgleich und Finanzbeziehungen im wiedervereinten Deutschland*, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2005, S. 27.

(55) バイエルン州とヘッセン州は、州間財政調整制度は公正でないとして、2013年に連邦憲法裁判所に違憲訴訟を提起していた。Volker Bouffier et al., „Klage gegen den Länderfinanzausgleich: Ein richtiger Schritt gegen unfair Verteilung?“, *ifo Schnelldienst*, 2013(9), 16. Mai 2013, S. 3ff. しかし、2016年に連邦と州が改革案に合意した後に、訴えを取り下げた。

(56) 前掲注(27)の2009年の基本法改正による。連邦は、2016年以降、原則起債せずに財政収支を均衡させる義務を負っている。

(57) „Konferenz der Regierungschefinnen und Regierungschefs von Bund und Ländern am 14. Oktober 2016 in Berlin – Beschluss“. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Pressemitteilungen/BPA/2016/10/2016-10-14-beschluss-bund-laender.html>> を参照。

(58) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 18/237, S. 23980.

(59) 前掲注(3)

(60) 同上

(61) Sanierungshilfengesetz vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3126). 2017年8月18日施行。

表5 「基本法改正法」の構成

第90条（一部改正）	連邦高速道路及び他の連邦長距離道路
第91c条（一部改正）	情報技術システム
第104b条（一部改正）	重要な投資に係る州に対する財政支援
第104c条（新設）	市町村の教育インフラの分野における重要な投資に係る州に対する財政支援
第107条（一部改正）	財政調整及び補充交付金
第108条（一部改正）	税務行政
第109a条（一部改正）	財政非常事態
第114条（一部改正）	会計検査及び連邦会計検査院
第125c条（一部改正）	市町村の公共交通資金調達及び社会住宅助成に関する連邦の法令に関する経過規定
第143d条（一部改正）	財政強化支援に関する経過規定
第143e条（新設）	連邦高速道路及び他の連邦長距離道路の管理を州への委託事務から連邦の所掌事務とすることに伴う経過規定
第143f条（新設）	基本法第143d条、財政調整法及び基本法第107条第2項の規定により制定された他の法律の条件付き失効
第143g条（新設）	基本法第107条の適用

（注）財政調整制度と関係の深い規定は、網掛けで示した。

（出典）Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 90, 91c, 104b, 104c, 107, 108, 109a, 114, 125c, 143d, 143e, 143f, 143g) vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347) を基に筆者作成。

表6 「2020年以降の財政調整制度に関する規定を定める法律」の構成（抄）

第1章	基準法の改正
第2章	財政調整法の改正
第4章	財政安定化評議会法の改正
第5章	財政再建支援法の制定
第7章	市町村投資助成法の改正
第8a章	税務行政における新しいソフトウェアの開発及び導入の調整に関する法律の制定
第9章	オンライン・アクセス法の制定
第13章	連邦高速道路及び連邦長距離道路のためのインフラ整備会社設立法の制定
第14章	連邦長距離道路庁設置法の制定
第17章	連邦長距離道路法の改正
第20章	長距離道路建設民間資金調達法の改正

（注）財政調整制度と関係の深い法律は、網掛けで示した。

（出典）Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122) を基に筆者作成。

2 財政調整制度の改革（2020年施行）の概要

今回の財政調整制度の改革により、「売上税による事前調整」及び「狭義の」州間財政調整が廃止され、これまで州の間で融通し合ってきた資金の一部を連邦が肩代わりすることとなった。連邦が州のために新たに負担する額は、年に94億ユーロ以上となり、この額は年々逡増する。その結果、財政力の強い州も弱い州も、現状よりも多くの額を最終的に得ることができるよう

になる⁽⁶²⁾。要するに、制度全体としては、水平的財政調整が大きく減少し、垂直的財政調整の割合が増えて、連邦の果たす役割が大きくなる。以下では、制度の主要な変更点を紹介する⁽⁶³⁾。

(1) 連邦と州との間における売上税の配分の変更（改正財政調整法第1条）

売上税の連邦と州との間の配分において、州への帰属分が年間に約40億2千万ユーロ増えることとなった。このうち26億ユーロは定額であるが、残額（約14億2千万ユーロ）は税収に応じて増減する分である⁽⁶⁴⁾。

(2) 州間における売上税配分方法の変更（第107条第2項第2文～第4文）

「売上税による事前調整」がなくなり、16州全体に帰属する売上税は、その全額が各州の人口比に応じて配分されることとなった⁽⁶⁵⁾。ただし、財政力が弱い州には配分額の増額があり、財政力が強い州には減額があるというように、財政力格差の適度な調整が図られている。すなわち、財政力が強い州は、（財政力－財政需要）の63%分の減額が行われ、財政力が弱い州は、（財政需要－財政力）の63%分の増額が行われる（改正財政調整法第10条）。また、財政力を算出する際に、市町村の税収の75%（従前64%）が考慮されることになった（改正財政調整法第8条第3項）。これは、財政力の弱い州に有利となる改正である。

さらに、従来、州の税収を計算する際には、採掘税（Förderabgabe）の全額が算入されていたが、改正後は33%のみが税収として算入されることになった。これは、採掘税からの税収が比較的多い州（ニーダーザクセン州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州）にとっての鉱区を有するがゆえの負担を考慮した措置である。

(3) 「狭義の」州間財政調整の廃止（第107条）

「狭義の」州間財政調整は、廃止される。売上税による事前調整とあわせ、州間で融通し合う額が減る分、連邦と州との間の売上税配分における州帰属分が増額され、連邦の各種交付金が拡充される（後述）。

(4) 一般連邦補充交付金による財政力格差の是正の強化（改正財政調整法第11条第2項）

一般連邦補充交付金は、売上税の州間配分が終わった段階で、（財政力／財政需要）が99.75%（従前99.5%）を下回る州に対して、その差額の80%（従前77.5%）を補填するものとなる。

(62) „Mehr Geld für alle“, 23. Januar 2017. Bund der Steuerzahler Niedersachsen und Bremen e.V. website <<https://www.steuerzahler-niedersachsen-bremen.de/Mehr-Geld-fuer-alle/80013c914851p245/index.html>>

(63) 本節の記述は、主に、Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/11131, 11135 に依った。

(64) 参考に、2016年10月1日から2017年9月30日までの売上税及び輸入売上税からの税収のうち州帰属分は、1045億ユーロであった。Bundesrat, *Drucksache* 35/18, Anlage 2, S. 2.

(65) 現行の売上税の州間配分の方法では、売上税の最終的な配分の段階で、最も人口の多いノルトライン・ヴェストファーレン州が支払州になっていた。その結果、同州は、その後の財政力が平均よりも小さくなり、「狭義の」州間財政調整において財政調整金を受領していた（前掲注(41)も参照。）。今回の改正により、同州は全体として支払州となり、「汚名返上」したとされる。また、改正後は、ノルトライン・ヴェストファーレン州とハンブルク州が支払州に加わり、人口比では、ドイツの半数以上の人口が支払側に回って州間財政調整を支えることになる。Martin Greive, „Länderfinanzausgleich: NRW soll Zahlerland werden: Berlin mehr profitieren“, 10. August 2015. Welt Online website <<https://www.welt.de/politik/deutschland/article145008787/NRW-soll-Zahlerland-werden-Berlin-mehr-profitieren.html>>

(5) 他の連邦補充交付金の改革（第 107 条第 2 項第 6 文）

旧東ドイツ諸州のための特別需要連邦補充交付金は廃止され、代わりに、特に税収の少ない市町村を有する財政力の弱い州のための連邦補充交付金が創設される。この交付金により、州内の市町村の人口 1 人当たり税収が連邦の全市町村平均の 80% に満たない給付能力の低い⁽⁶⁶⁾州が、全市町村平均の人口 1 人当たり税収との差額の 53.5% を補填される（改正財政調整法第 11 条第 5 項）。これは、事実上、旧東ドイツ諸州のための特別需要連邦補充交付金を継承する制度であるが、交付対象が旧東ドイツ諸州に限定されなくなった点は、公平な制度になったとの見方もある⁽⁶⁷⁾。

さらに、研究助成のための連邦補充交付金が創設される。これは、連邦と州が共同で行う研究助成（第 91b 条）を補うもので、第 91b 条の規定により連邦から州に支払われた人口 1 人当たりの助成額が州平均の 95% 未満であった給付能力の低い州に対して、その差額の 35% を補填するものである（改正財政調整法第 11 条第 6 項）。

(6) ザールラント州及びブレーメン州に対する財政再建支援（第 143d 条）

現在（2011～2019 年）、財政赤字が大きい 5 州（ベルリン州、ブレーメン州、ザールラント州、ザクセン・アンハルト州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州）は、2020 年から借入れなしでも予算を均衡させることができるように、連邦から財政強化支援（Konsolidierungshilfe）を毎年 5 州全体で 8 億ユーロ受領している⁽⁶⁸⁾。

このうち規模が小さく財政力の弱いザールラント州⁽⁶⁹⁾及びブレーメン州⁽⁷⁰⁾は、財政収支均衡の原則を将来的には独力で遵守することが可能となるように、2020 年からも引き続き毎年 4 億ユーロずつの財政再建支援（Sanierungshilfe）を連邦から受けることとされた⁽⁷¹⁾。両州は、その代わり、過剰な債務を削減し、経済力及び財政力を強化するための措置を講じる。

(7) 変更のない点

全ての州からの合意を得るために、従来から効果について疑問が呈されることがあった幾つかの制度（政治運営費用を補う特別需要連邦補充交付金、構造的に失業率が高いゆえに必要となる給付の負担を補う特別需要連邦補充交付金、港湾のための財政支援、135% の係数を掛けた都市州の人口算定）や市町村の公共交通を支援する連邦プログラムは存続することとされた。

(66) 「給付能力の低い州」とは、売上税の配分に際して配分額の増額を受ける州をいう（改正後基準法第 9 条）。

(67) Manfred Schäfers, „Staatspolitisches Nullsummenspiel“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 5. Dezember 2015, S. 21. 旧東ドイツ諸州のほか、ザールラント州がこの交付金を受領するとされている。Thomas Lenk und Philipp Glinka, „Der neue bundesstaatliche Finanzausgleich – eine Reform und viel Reformaufschub“, *Wirtschaftsdienst*, 97(7), 2017.7, S. 508.

(68) 渡辺富久子「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(2) —財政赤字削減のための法整備」『外国の立法』No.246, 2010.12, p.92. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050576_po_02460004.pdf?contentNo=1> 財政強化支援の根拠法は、Gesetz zur Gewährung von Konsolidierungshilfen (Konsolidierungshilfengesetz) vom 10. August 2009 (BGBl. I S. 2705).

(69) ザールラント州の面積は約 2,571km²（東京都の面積：2,188km²）、人口は約 99 万 6 千人（2015 年 12 月 31 日現在）。„Statistik in Kürze“. Saarland website <<https://www.saarland.de/9348.htm>> 人口 1 人当たりの借金は、約 18,000 ユーロ（2016 年末）。Statistisches Bundesamt, *Schuldenstatistik 2017*, 2017, S. 2.

(70) ブレーメン州の面積は約 420km²、人口は約 67 万人（2015 年 12 月 31 日現在）。Statistisches Landesamt Bremen, *Statistisches Jahrbuch 2017*, 2017, S. 2, 31. 人口 1 人当たりの借金は、約 32,000 ユーロ（2016 年末）。Statistisches Bundesamt, *ibid.*

(71) 財政再建支援法第 1 条。なお、財政強化支援及び財政再建支援は、「財政支援（Finanzhilfen）」(II 2 (5) を参照)の範疇ではない。

港湾のための財政支援は、港湾を有する 5 州（ブレーメン州、ハンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ニーダーザクセン州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州）のために連邦が行う財政支援であり⁽⁷²⁾、市町村の公共交通を支援する連邦プログラム⁽⁷³⁾は、連邦が各州に対して行う財政支援プログラムである。2006 年の第 1 次連邦制改革では、連邦と州それぞれの財政上の責任を明確にするために、連邦が州に対して行う財政支援の要件が厳格化され、連邦は当該財政支援の対象となる分野に関する立法権限を有さなければならなくなり、財政支援は通減的で期限付でなければならなくなった。ところが、港湾に関しては連邦は立法権限を有しておらず、市町村の公共交通を支援する連邦プログラムは期限がないため、両財政支援については、第 1 次連邦制改革の際に基本法第 125c 条に 2019 年末までの経過規定が置かれていた。今回の改正により、両財政支援は例外的に無期限とされた。市町村の公共交通を支援する連邦プログラムに関する規定については、2025 年 1 月 1 日以降、改正をしてもよいこととされた。

(8) 連邦による新たな負担の内訳

2020 年の制度改革により、連邦が新たに負担することとなる約 94 億ユーロの内訳は、表 7 のとおりである。

表 7 財政調整制度の改革により生ずる連邦の新たな負担の内訳（2020 年）

内訳	額（100 万ユーロ）
売上税の配分の減少	3,685
一般連邦補充交付金	2,865
税収の少ない市町村を有する州のための連邦補充交付金	1,635
研究助成のための連邦補充交付金	181
政治運営費用を補う特別需要連邦補充交付金	11 ^(注1)
港湾のための財政支援	38
財政再建支援（ブレーメン州及びザールラント州のための交付金）	800
その他	202
合計	9,417

(注 1) ブランデンブルク州のために認められた追加的な交付金額

(注 2) 1 ユーロは約 131 円（平成 30 年 11 月分報告省令レート）。

(出典) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/11135, S. 7ff を基に筆者作成。

(9) 2030 年以降の制度再編（第 143f 条）

第 143d 条、改正財政調整法及び改正後の基本法第 107 条第 2 項に基づいて制定される他の法律は、少なくとも 2030 年までは効力を有することが定められた。2031 年以降、連邦政府、連邦議会又は 3 以上の州が共同で、制度の再編を要求することができる。

3 連邦の新たな権限と基本法他の改正

連邦は、新たな負担を行うことと引き換えに、特に次に掲げる事項についての権限を得た。

(72) Gesetz über Finanzhilfen des Bundes nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes an die Länder Schleswig-Holstein, Niedersachsen, Freie Hansestadt Bremen sowie Freie und Hansestadt Hamburg vom 19. Dezember 1986 (BGBl. I S. 2584) に基づく。

(73) Gemeindeverkehrsfinanzierungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Januar 1988 (BGBl. I S. 100) に基づく。

- ① 従来、連邦高速道路（アウトバーン）の管理は、連邦の委託により各州が行っていたが、連邦の所掌事務とされた（第 90 条）⁽⁷⁴⁾。連邦高速道路の管理を州に委託している現状では、各州の状況により、整備や補修の状態に差が出てくるため、連邦が全国的な優先付けを行うことにより、これを改善しようとする改正である。
- ② 連邦は、財政力の弱い市町村の教育インフラ投資のために財政支援を行うことができるようになった（第 104c 条）⁽⁷⁵⁾。
- ③ 従来、連邦により交付される財政支援金を用いた助成の基準は州により異なっていたが、連邦は州の助成プログラムの基準を定めることができるようになり、全国で統一的な助成基準を設けることができるようになった。また、連邦は、財政支援金が目的どおりに使用されているかについて、州から報告を受けることができるようになった（第 104b 条）。
- ④ 連邦会計検査院は、連邦が州の任務のために行っている財政援助（共同任務のための財源拠出）や財政支援について、資金が目的どおりに使用されているか否かを検査する権限を得た（第 114 条）。
- ⑤ 財政安定化評議会（Stabilitätsrat）⁽⁷⁶⁾は、連邦のみでなく、州による財政収支均衡の原則の遵守も監視する権限を得た（第 109a 条第 2 項）。なお、財政安定化評議会は、2009 年に連邦と州により設置された予算監視機関であり、連邦及び各州の財務大臣をその構成員とする。

基本法のその他の主要な改正としては、①連邦と州で共通の行政サービスポータルサイトを構築すること（第 91c 条第 5 項）、②連邦と州の税務官庁が柔軟に協力することができるようになったこと（第 108 条）が挙げられる。

おわりに

今回の財政調整制度の改革では、財政力の強い州からの「税収を増やすインセンティブに欠ける」との批判を受けて、「狭義の」州間財政調整がなくなり、2020 年以降、売上税の各州への配分のみを通じて州間財政調整が行われることになった。これは、州間で行われる税収再配分が少なくなることを意味し、その代わりに連邦から州への配分が増えることとなる。この制度改革は、全ての州にとって不利益のないものであるが、様々な分野で連邦の権限が強化され、ドイツの連邦制に与える影響は大きいとされている⁽⁷⁷⁾。

連邦議会の審議では、州間の「連帯」を基盤とする連邦制が弱体化すること、また、州の政策や財政が連邦の財政に依存するようになることについて、与野党の議員から危機感が表明された⁽⁷⁸⁾。また、連邦が税収の少ない市町村を有する州に対して連邦補充交付金を交付することができるようになり、また、市町村の教育インフラ投資に対して財政支援を行う権限を得たことについても、本来州が所管する地方自治に連邦が介入するようになるのでは、との懸念が表

(74) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 18/218, S. 21782.

(75) 連邦は、自らが立法権限を有する分野に限り財政支援を行うことができるという原則（第 104b 条）の特例として定められた規定である。教育インフラとは、特に校舎の改修が念頭に置かれている。

(76) 渡辺 前掲注(68), pp.96-97; 宮本善仁「財政健全化に向けての独立財政機関の役割—OECD 主要国等における会計検査院との比較を中心に—」『会計検査研究』56 号, 2017.9, pp.74-75. 根拠法は、Gesetz zur Errichtung eines Stabilitätsrates und zur Vermeidung von Haushaltsnotlagen (Stabilitätsratsgesetz) vom 10. August 2009 (BGBl. I S.2702).

(77) Lenk und Glinka, *op.cit.*(67), S. 507.

(78) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(74), S. 21767ff.

明された。21世紀に入りこれまでは、連邦と州の錯綜した権限を切り分け、各々の所掌分野を明確にすることを企図して連邦制改革が行われてきたが、今回の改革では再び財政上の権限の錯綜が拡大し、改革が逆戻りした様相を呈している。

州の課税自主権を拡大し、各州が独自の財政政策を打ち立てることができるように財政調整制度を根本から変えた方がよいとの意見は、有識者の間ではしばしば見られる⁽⁷⁹⁾。その一方で、基本法第106条第3項が規定するように連邦全体で統一的な生活条件を整えるためには、連邦が統一的に税法を立法する方がよい、との考え方も根強い。今回の改革により各州の財政力の格差がより拡大するようにならないか、連邦の負担がどの程度増えるか等、今後の行方が注視される。

(わたなべ ふくこ)

(79) Hentze, *op.cit.*(40), S. 18.

別表 1 財政調整制度に関する基本法の規定の主要な改正

施行日	法律名
	法律の内容
1955.4.1	<p>財政に関する基本法の規定の改正及び補充のための法律 Gesetz zur Änderung und Ergänzung der Finanzverfassung (Finanzverfassungsgesetz) vom 23. Dezember 1955 (BGBl. I S. 817)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦及び州がその税収を分かち合う共同税の制度が導入され、所得税及び法人税が共同税とされた。共同税は、連邦1：州2の配分割合とされた（第106条第3項）。 ・州間財政調整が義務化され、連邦による連邦補充交付金の州への交付が可能となった（第107条（注1））。
1970.1.1	<p>第21次基本法改正法（財政改革法） Einundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Finanzreformgesetz) vom 12. Mai 1969 (BGBl. I S. 359)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税及び法人税は、連邦と州に半分ずつ帰属することとされた（第106条第3項）。 ・売上税が共同税となり、「売上税による事前調整」が導入された（第106条・第107条）。 ・連邦と州の共同任務が導入され、大学の施設・拡張、地域的な経済構造の改善及び農業構造・護岸の改善（第91a条）、超地域的な意義を有する研究施設・事業の助成（第91b条）が共同任務となった。 ・連邦は、州及び市町村の公共投資のために財政支援を行うことができるようになった（第104a条）。
1993.12.23	<p>基本法改正法 Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes vom 20. Dezember 1993 (BGBl. I S. 2089)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦鉄道の民営化に伴い、連邦は、州に対して、公共交通のための補助金を支給することが定められた（第106a条）。
1997.10.25	<p>基本法改正法（第28条及び第106条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 28 und 106) vom 20. Oktober 1997 (BGBl. I S. 2470)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1998年以降に営業資本税（事業者の資本を課税対象とした市町村税）を廃止することに伴い減少する市町村の税収を補うために、市町村にも売上税の一部を充てることが定められた（第106a条）。
2006.9.1	<p>基本法改正法（第22条、第23条、第33条、第52条、第72条、第73条、第74条、第74a条、第75条、第84条、第85条、第87c条、第91a条、第91b条、第93条、第98条、第104a条、第104b条、第105条、第107条、第109条、第125a条、第125b条、第125c条及び第143c条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 22, 23, 33, 52, 72, 73, 74, 74a, 75, 84, 85, 87c, 91a, 91b, 93, 98, 104a, 104b, 105, 107, 109, 125a, 125b, 125c, 143c) vom 28. August 2006 (BGBl. I S. 2034)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学の施設・拡張」は連邦と州の共同任務から除外された（第91a条第1項）。 ・財政支援は、連邦が立法権限を有する分野に限定された。また、財政支援の期限を設け、定期検査を義務付ける等、財政支援の要件を厳格化した（第104b条）。 ・州に、不動産取得税の税率を決定する権限が与えられた（第105条第2a項）。
一部を除き 2009.3.26	<p>基本法改正法（第106条、第106b条、第107条及び第108条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 106, 106b, 107, 108) vom 19. März 2009 (BGBl. I S. 606)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税を州税から連邦税に変更した（第106条第1項及び第2項）。 ・その結果として、連邦の税収の一定額を州へ帰属させることとした（第106b条）。
2009.8.1	<p>基本法改正法（第91c条、第91d条、第104b条、第109条、第109a条、第115条及び第143d条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 143d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2248)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦が州に対して財政支援を行うことができるのは、連邦が立法権限を有する分野に限定されていたが、大規模な自然災害や緊急非常事態（大規模な事故・災害、外来的な要因による金融危機等）の場合には、これにかかわらず財政支援を行うことができるようになった（第104b条第1項）。 ・情報技術システムの計画、構築及び運用が、連邦と州の共同任務となった（第91c条）。 ・行政のパフォーマンス評価が、連邦と州の共同任務となった（第91d条）。
2010.7.27	<p>基本法改正法（第91e条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91e) vom 21. Juli 2010 (BGBl. I S. 944)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者のための基礎保障が、連邦と州の共同任務となった（第91e条）。

2015.1.1	基本法改正法（第 91b 条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91b) vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S. 2438) ・超地域的な意義がある場合に、学術研究の分野で従前よりも広い連邦と州の共同任務が可能となった（第 91b 条）。
2017.7.20 (第 107 条 は 2020 年 から適用)	基本法改正法（第 90 条、第 91c 条、第 104b 条、第 104c 条、第 107 条、第 108 条、第 109a 条、第 114 条、第 125c 条、第 143d 条、第 143e 条、第 143f 条、第 143g 条） Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 90, 91c, 104b, 104c, 107, 108, 109a, 114, 125c, 143d, 143e, 143f, 143g) vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347) ・「売上税による事前調整」がなくなり、さらに、「狭義の」州間財政調整が廃止された（第 107 条）。 ・一般連邦補充交付金による財政力格差の是正が強化された（第 107 条）。 ・旧東ドイツ諸州のための特別需要連邦補充交付金が廃止され、税収の少ない市町村を有する財政力の弱い州のための連邦補充交付金と、研究助成のための連邦補充交付金が創設された（第 107 条）。 ・連邦は、ザールラント州及びブレーメン州に毎年総額 8 億ユーロ（注 2）の財政再建支援を行うことができるようになった（第 143d 条）。

(注 1) 連邦補充交付金は、財政調整法に実施規定が設けられた 1967 年から交付されている (BGBl. I 1967 S. 281)。当初は、一般連邦補充交付金のみであったが、「連帯協定 I (1995-2004)」が制定された際に新規制定された財政調整法 (BGBl. I 1993 S. 944, 977) において、各種の特別需要連邦補充交付金が定められ、交付されるようになった。Hans Pagenkopf, *Der Finanzausgleich: Theorie und Praxis*, Stuttgart: Verlag W. Kohlhammer, 1981, S. 186。

(注 2) 1 ユーロは約 131 円 (平成 30 年 11 月分報告省令レート)。

(出典) Deutscher Bundestag, Wissenschaftliche Dienste, *Änderung des Grundgesetzes seit 1949: Inhalt, Datum, Abstimmungsergebnis und Textvergleich*. <<https://www.bundestag.de/blob/422928/0c2af6de554124edbda05a08e4fee334/wd-3-380-09-pdf-data.pdf>> を基に筆者作成。

別表2 2017年に州間の財政調整に要した額及び各州の財政力の調整

	ント 州 フ ア ー ラ ス イ	州 ハ イ エ ル ン	バ ヴ ア ル ン	ク セ ン ダ ー ザ	ヘ ッ セ ン 州	ザ ク セ ン 州	ラ ウ ン テ ン シュ タ ー ン	ア ク ク ル ン ト	ザ ル ン ド ー フ ラ ン ク	シ ュ タ ー ン ホ ス テ ン	ゲ テ ン リ ン	ブ ラ ン デ ン	メ ク レ ン ホ フ	ト ー ラ ン	ベ ル リ ン 州	ハ ン ブ ル ク	ブ レ イ テ ン	合計
売上税による事前調整前の 人口1人当たり税収（平均 を基準とした割合）（%）	95.7	128.9	116.6	86.1	125.1	59.8	93.5	56.3	90.0	54.8	68.8	56.9	74.8	92.1	154.2	89.1	—	—
売上税の最終的な配分後の 調整額（実際の配分額と、 売上税収を人口比のみに基 づいて配分した場合の差 額）（100万ユーロ）	-1,999	-2,412	-2,042	611	-1,158	2,420	-282	1,476	-1	1,489	1,039	1,044	296	-153	-338	11	± 8,386	—
財政力/財政需要（%） 「狭義の」州間財政調整前	96.6	117.6	110.5	95.8	115.7	88.6	95.5	90.3	96.0	88.3	90.2	87.5	91.7	69.3	100.9	73.2	—	—
「狭義の」州間財政調整に よる補填額又は供出額（100 万ユーロ） （+：補填、-：供出）	1,243	-5,887	-2,779	696	-2,480	1,184	392	539	239	641	607	523	198	4,233	-40	692	± 11,186	—
財政力/財政需要（%） 「狭義の」州間財政調整後	98.3	106.5	104.3	98.0	105.9	95.7	97.8	96.2	98.1	95.6	96.2	95.4	96.6	90.7	100.5	91.7	—	—
一般連邦補充交付金（100 万ユーロ）	670			378		489	212	234	130	263	263	210	91	1,340		225	4,506	—
財政力/財政需要（%） 「狭義の」州間財政調整+ 一般連邦補充交付金交付 後	99.2	106.5	104.3	99.2	105.9	98.6	99.1	98.8	99.2	98.6	98.8	98.6	98.8	97.5	100.5	97.7	—	—

（注1）「売上税による事前調整前の人口1人当たり税収（平均を基準とした割合）」は「財政力/財政需要」とは基準が違いため、前者による順位は、後続の手續に影響を与えない。

（注2）人口1人当たりの税収が16州の平均を下回る州が売上税による事前調整において配分を得たとしても、当該人口1人当たりの税収が16州の平均を大きく下回らない場合には、売上税の最終的な配分後（＝売上税による事前調整を含む売上税の水平的税収配分後）、売上税全体を人口比により配分する場合と比べて、減収となる可能性がある。

（注3）「合計」欄の「±」は、表中の「+」の額を足し合わせた数と、「-」の数を足し合わせた数が等しいこと、及びその絶対値を表している。

（注4）この表で示した財政調整における資金のほか、連邦から州に対して、総額で約46億ユーロの特別需要連邦補充交付金が交付されている。

（注5）1ユーロは約131円（平成30年11月分報告省令レート）。

（出典）„Ergebnisse des Länderfinanzausgleichs 2017“, Bundesministerium der Finanzen website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2018/03/Inhalte/Kapitel-3-Analyse/3-1-Ergebnisse-des-laenderfinanzausgleichs-2017.html>> を基に筆者作成。

ドイツ連邦共和国基本法（抄）
—2017年7月13日の改正法により改正された条文を中心に—

Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland,
das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347) geändert worden ist

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査企画課 渡辺 富久子 訳

【目次】（太字は訳出した条文。イタリック体は、2017年の改正法により改正された条文。）

第8章 連邦法の執行及び連邦行政

第83条～第89条（略）

第90条 [連邦高速道路及び他の連邦長距離道路]（一部改正）

第91条（略）

第8a章 [連邦と州の] 共同任務及び行政上の協力

第91a条～第91b条（略）

第91c条 [情報技術システム]（一部改正）

第91d条～第91e条（略）

第9章 裁判（略）

第10章 財政制度

第104a条 [任務及び費用負担の配分]

第104b条 [重要な投資に係る州に対する財政支援]（一部改正）

第104c条 [市町村の教育インフラの分野における重要な投資に係る州に対する財政支援]（新設）

第105条 [租税に関する立法権]

第106条 [租税収入の配分及び専売収入]

第106a条 [近距離公共旅客交通のための連邦補助金]

第106b条 [自動車税が州税でなくなったことに対する連邦からの補償金]

第107条 [財政調整及び補充交付金]（一部改正）

第108条 [税務行政]（一部改正）

第109条 [連邦及び州の予算運営]

第109a条 [財政非常事態]（一部改正）

第110条～第113条（略）

第114条 [会計検査及び連邦会計検査院]（一部改正）

第115条（略）

第10a章 防衛事態（略）

第11章 経過規定及び末尾規定

第116条～第125b条（略）

第125c条 [市町村の公共交通資金調達及び社会住宅助成に関する連邦の法令に関する経過規定]（一部改正）

第126条～第143c条（略）

第143d条 [財政強化支援に関する経過規定]（一部改正）

第143e条 [連邦高速道路及び他の連邦長距離道路の管理を州への委託事務から連邦事務とすることに伴う経過

規定] (新設)

第 143f 条 [基本法第 143d 条、財政調整法及び基本法第 107 条第 2 項の規定により制定された他の法律の条件付き失効] (新設)

第 143g 条 [基本法第 107 条の適用] (新設)

第 144 条～第 146 条 (略)

第 8 章 連邦法の執行及び連邦行政

第 83 条～第 89 条 (略)

第 90 条 [連邦高速道路及び他の連邦長距離道路] (一部改正)

- (1) 連邦は、引き続き、連邦高速道路及び他の連邦長距離道路⁽¹⁾の所有者とする。当該所有権は、譲渡することができない。
- (2) 連邦高速道路の管理は、連邦事務として行われる。連邦は、この任務の遂行のために、私法上の会社を用いることができる。当該会社は、連邦の所有とし、当該所有権は譲渡することができない。第三者は、当該会社及びその子会社に直接的又は間接的に出資することができない。私人は、一の州における連邦高速道路網の全体若しくは他の連邦長距離道路網の全体又はこれらの主要部分を包含する路線網について、官民パートナーシップ⁽²⁾制度を通じて出資することができない。詳細は、連邦法律⁽³⁾で定める。
- (3) 州又は州法に基づく所管の自治団体は、連邦の委託により、他の連邦長距離道路を管理する。
- (4) 連邦は、州の要請に基づき、当該州の領域内にある他の連邦長距離道路 [の管理] を連邦事務として引き受けることができる。

第 91 条 (略)

* ここに抜粋して翻訳する基本法の条文は、Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 90, 91c, 104b, 104c, 107, 108, 109a, 114, 125c, 143d, 143e, 143f, 143g) vom 13. Juli 2017 (BGBl. I S. 2347) による改正後の財政調整制度に関する規定である。なお、この改正により改正された規定はイタリック体で表記した。条文中 [] は、訳者が原語又は訳文を補記したものである。特に、各条文の見出しは、Heinrich Amadeus Wolff et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018 を参照し、便宜的に訳者が付したものである。邦訳にあたっては、山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) —基本法の改正—」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.12-18 の「2009 年 7 月 29 日の基本法を改正する法律（第 91c 条、第 91d 条、第 104b 条、第 109 条、第 109a 条、第 115 条、第 143d 条）（連邦法律公報第 I 部 2248 頁）に関する新旧対照表」〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1〉等を参照した。インターネット情報は、2018 年 9 月 24 日現在である。

- (1) 連邦長距離道路 (Bundesstraßen des Fernverkehrs) とは、連邦高速道路 (Bundesautobahn:アウトバーン) と連邦道路 (Bundesstraße) の総称である (連邦長距離道路法 (Bundesfernstraßengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Juni 2007 (BGBl. I S. 1206)) 第 1 条)。
- (2) 官民パートナーシップとは、契約に基づき、官庁と民間会社が共同で公共の任務を行う制度をいう。Heinrich Amadeus Wolff et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 673.
- (3) Gesetz zur Errichtung einer Infrastrukturgesellschaft für Autobahnen und andere Bundesfernstraßen (Infrastrukturgesellschaftserrichtungsgesetz) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3141) 及び Fernstraßen-Bundesamt-Errichtungsgesetz vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3143).

第8a章 [連邦と州の] 共同任務及び行政上の協力

第91a条～第91b条（略）

第91c条 [情報技術システム]（一部改正）

- (1) 連邦及び州は、その任務の遂行に必要な情報技術システムの計画、構築及び運用において協力することができる⁽⁴⁾。
- (2) 連邦及び州は、協定⁽⁵⁾に基づき、その情報技術システム間の通信に必要な規格及びセキュリティ要件を定めることができる。第1文に規定する協力の根拠に関する協定は、内容及び規模に応じて決定される個別の任務⁽⁶⁾に関する細則が当該協定で定める連邦及び州の特別多数 [Qualifizierte Mehrheit]⁽⁷⁾の同意を得て施行する旨を定めることができる。当該協定は、連邦議会及び当該協定に参加する州の議会の同意を必要とし、協定を解約する権利を排除することはできない。当該協定においては、費用負担についても定める。
- (3) 州は、前項に定める事項に加えて、情報技術システムの共同の運用及びそのための施設の設置について協定⁽⁸⁾を締結することができる。
- (4) 連邦は、連邦及び州の情報技術ネットワークを接続するためのネットワークを構築する。ネットワークの構築及び運用に関する詳細は、連邦参議院の同意⁽⁹⁾を必要とする連邦法律⁽¹⁰⁾で定める。
- (5) 連邦及び州の行政サービスのためのポータルサイトについては、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽¹¹⁾で定める。

第91d条～第91e条（略）

第9章 裁判（略）

第10章 財政制度

第104a条 [任務及び費用負担の配分]

- (1) 連邦及び州は、この基本法に別段の定めがある場合を除き、その任務の遂行により生ずる費用を個別に負担する。

(4) この規定は、情報技術システムの計画、構築及び運用を連邦と州の共同任務の対象とし、連邦が州と共同で財源を拠出する制度を定めるものである。

(5) Vertrag über die Errichtung des IT-Planungsrats und über die Grundlagen der Zusammenarbeit beim Einsatz der Informationstechnologie in den Verwaltungen von Bund und Ländern (Vertrag zur Ausführung von Artikel 91c GG) vom 20. November 2009 (BGBl. 2010 I S. 663). Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 689.

(6) 例えば、個別の規格を定めること等である。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/12410, S. 9.

(7) 「特別多数」とは、単純多数決（過半数の賛成による決定）以上の多数の賛成を必要とする制度である。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1991, p.503.

(8) 例えば、Staatsvertrag über die Errichtung von „Dataport“ als rechtsfähige Anstalt des öffentlichen Rechts vom 27. August 2003 (GVBl. Schl.-H. S. 558) が、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ハンブルク、メクレンブルク・フォアポメルン州、ブレーメン州、ニーダーザクセン州及びザクセン・アンハルト州の間で締結されている。Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 689.

(9) 連邦参議院 (Bundesrat) は、州政府の代表 69 名により構成される。州の財政に影響を与える法案は、連邦参議院の同意がなければ成立しない。

(10) Gesetz über die Verbindung der informationstechnischen Netze des Bundes und der Länder (IT-NetzG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S. 2702, 2706). Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 688.

(11) Gesetz zur Verbesserung des Onlinezugangs zu Verwaltungsleistungen vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138).

- (2) 州が連邦の委託により〔事務を〕行う場合には、連邦がこれにより生ずる費用を負担する。
- (3) 現金給付について定め、州により執行される連邦法律⁽¹²⁾は、現金給付の全部又は一部を連邦が負担することを定めることができる。連邦が費用の半分以上を負担することを当該法律が定める場合には、当該法律は、連邦からの委託によって〔州により〕実施される。
- (4) 第三者に対する現金給付、金銭価値を有する現物給付又はこれらと同様の価値を有するサービス給付を州に義務付ける連邦法律であって、州が固有事務として又は第3項第2文に規定する連邦からの委託により執行するものは、これにより生ずる費用を州が負担しなければならない場合、連邦参議院の同意を必要とする。
- (5) 連邦及び州は、自らの官庁において生ずる行政費用を負担し、かつ、お互いに対する関係で適正な行政を行う責任を有する。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽¹³⁾で定める。
- (6) 連邦及び州は、国内の所管及び任務の分担に従って、ドイツによる超国家的な又は国際法上の義務違反の負担金を分担する。欧州連合から複数の州について〔補助金等の〕不適正な支出の指摘〔Finanzkorrektur〕があった場合には、連邦及び州は、15対85の割合で負担金を分担する。この場合においては、全州が連帯して一般的な州間の配分比⁽¹⁴⁾により全体額の35%を負担し、負担の原因となった諸州が全体額の50%を〔欧州連合から〕受領した金銭の額に比例して負担する。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽¹⁵⁾で定める。

第104b条〔重要な投資に係る州に対する財政支援〕（一部改正）

- (1) 連邦は、この基本法が連邦に立法権限を付与している分野において、次に掲げるいずれかの目的のために必要な場合には、州及び市町村（市町村連合⁽¹⁶⁾）の特別に重要な投資について、州に対して財政支援を行うことができる。
1. 経済全体の均衡が崩れることを防ぐため
 2. 連邦領域において格差のある経済力を調整するため
 3. 経済成長を促すため
- 連邦は、第1文の規定にかかわらず、国家の統制が及ばず、国家の財政状況に著しく影響を及ぼす自然災害又は非常事態の場合には、立法権限が付与されていなくても財政支援を行うことができる。
- (2) 詳細、特に財政支援の対象となる投資の種類については、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律又は連邦予算法に基づく行政協定⁽¹⁷⁾で定める。当該連邦法律又は行政協定では、財

(12) 現金給付には、例えば、連邦奨学金（BAföG）や住居手当（Wohngeld）、親手当（Elterngeld）がある。Bundesministerium der Finanzen, *Bund/Länder-Finanzbeziehungen auf der Grundlage der Finanzverfassung*, 2017, S. 15.

(13) 連邦と州の意見の相違が大きいため、かかる連邦法律は、これまでに制定されていない。Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 803.

(14) この配分比をケーニヒシュタイン比率といい、全16州が共同で費用を負担する場合に用いられる各州の負担比率を指す。その3分の2は税収比に基づき、3分の1は人口比に基づく。ケーニヒシュタイン比率の算定は、連邦・各州政府の学術研究担当大臣及び財務大臣から構成される共同学術会議（Gemeinsame Wissenschaftskonferenz）により行われる。Josef Isensee und Paul Kirchhof (Hrsg.), *Handbuch des Staatsrechts*, Band VI, Heidelberg: C. F. Müller Verlag, 2008, S. 1096.

(15) Gesetz zur Lastentragung im Bund-Länder-Verhältnis bei Verletzung von supernationalen oder völkerrechtlichen Verpflichtungen (Lastentragungsgesetz) vom 5. September 2006 (BGBl. I S. 2098, 2105). Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 810.

(16) 市町村連合とは、州と市町村との間にあって、広域的な自治事務を行うための公法上の法人であり、郡（Kreis）等がある。

(17) Grundvereinbarung zwischen dem Bund und den Ländern über die Gewährung von Finanzhilfen des Bundes an die Länder nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes vom 19. September 1986 (MinBIFin 1986 S. 238).

政支援〔金〕の使用のための各州プログラムの策定に関する規定を定めることができる。州プログラムの策定の基準は、関係する州と協議して定める。連邦政府は、目的に合った財政支援〔金〕の使用を確実にするために、〔当該州に対して〕報告及び文書の提出を要求し、全ての官庁において調査を実施することができる。当該財政支援〔金〕は期限を付して供与し、その使用について定期的に検査しなければならない。財政支援は、年々逡減する額としなければならない。

- (3) 〔州は、〕連邦議会、連邦政府及び連邦参議院に対し、要求があった場合には、措置の実施及び達成された改善について報告しなければならない。

第 104c 条 〔市町村の教育インフラの分野における重要な投資に係る州に対する財政支援〕 〔新設〕

連邦は、財政力の弱い市町村（市町村連合）が地域の教育インフラ⁽¹⁸⁾の分野において行う国家的に重要な投資について、州に対して財政支援を行うことができる。〔この場合には、〕第 104b 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

第 105 条 〔租税に関する立法権〕

- (1) 連邦は、関税及び専売制度について排他的に立法を行う。
- (2) 連邦は、その他の税について、その租税収入の全部又は一部が連邦に帰属し又は第 72 条第 2 項に規定する要件⁽¹⁹⁾を満たす場合に、競合的に立法を行う。
- (2a) 州は、連邦法律において定められている税とは種類が異なる地域の消費税及び奢侈税に関する立法権限を有する。州は、不動産取得税の税率を決定する権限を有する。
- (3) その租税収入の全部又は一部が州又は市町村（市町村連合）の収入となる税に関する連邦法律は、連邦参議院の同意を必要とする。

第 106 条 〔租税収入の配分及び専売収入〕

- (1) 専売の収益及び次に掲げる税の収入は、連邦に帰属する。
1. 関税
 2. 消費税、ただし、第 2 項の規定により州に、第 3 項の規定により連邦及び州の共同に、並びに第 6 項の規定により市町村に帰属する場合を除く。
 3. 道路貨物輸送税、自動車税及び他の動力による交通手段に係る流通税⁽²⁰⁾
 4. 資本取引税、保険税及び手形税
 5. 一回限りの財産税及び負担調整を実施するために徴収する負担調整税
 6. 所得税及び法人税に対する追加的な公課
 7. 欧州共同体の公課
- (2) 次に掲げる税の収入は、州に帰属する。
1. 財産税
 2. 相続税
 3. 流通税、ただし、第 1 項の規定により連邦に、並びに第 3 項の規定により連邦及び州の共同に帰属する場合を除く。⁽²¹⁾

(18) 教育インフラとは、特に校舎の改修が念頭に置かれている。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/11131, S. 12.

(19) 第 72 条第 2 項は、連邦全体において法的及び経済的に統一性のあることが望ましい分野については、連邦が競合的立法権限を有する旨を定めている。

(20) 例えば、航空税等である。

(21) 例えば、不動産取得税等である。

4. ビール税

5. カジノ税

(3) 所得税、法人税及び売上税の収入は、所得税が第5項の規定により及び売上税が第5a項の規定により市町村に配分される場合を除き、連邦及び州に共同に帰属する（共同税）。所得税及び法人税の収入は、連邦及び州に半分ずつ帰属する。連邦及び州への売上税の帰属割合は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²²⁾で定める。〔当該割合を〕決定する際には、次に掲げる原則に基づかなければならない。

1. 連邦及び州は、経常収入の範囲内において、必要な支出への充当を求める請求権を等しく有する。この場合に、支出額は、多年度の財政計画を考慮して算出しなければならない。
2. 連邦及び州の当該充当の要求は、公正な財政調整が実現され、納税義務者の過重な負担が回避され、かつ、連邦領域における生活条件の均一性が保障されるように、相互に調整しなければならない。

売上税の連邦及び州への帰属割合を決定する際には、1996年1月1日以降、所得税法における子の考慮⁽²³⁾により州に生じた租税収入の減少を追加して算入する。詳細は、第3文に規定する連邦法律で定める。

(4) 連邦及び州の収入と支出の関係にその他の点で重大な展開があった場合には、連邦及び州への売上税の帰属割合を新たに決定しなければならない。この場合には、第3項第5文の規定により売上税の帰属割合の決定に際して追加して算入する租税収入の減少は考慮しない。連邦法律により州に追加的な支出が課された場合又は州の収入が減じる場合には、当該追加負担は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律により、短期間に限定された連邦の交付金で補うこともできる。当該法律においては、交付金額の算定及び交付金の各州への配分の原則を定めなければならない。

(5) 市町村は、所得税収入のうちの取り分を有し、当該取り分は、州が、州内の市町村に対し、その住民の所得税納付額に基づいて配付しなければならない。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²⁴⁾で定める。当該連邦法律は、市町村が市町村の取り分に係る〔所得税の〕税率を決定する旨を定めることができる。

(5a) 市町村は、1998年1月1日以降、売上税収入のうちの取り分を有する。当該取り分は、州が地域及び経済力に関係する基準により州内の市町村に配付する。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²⁵⁾で定める。

(6) 不動産税及び営業税の収入は市町村に帰属し、地域の消費税及び奢侈税の収入は市町村、又は州法で定める基準に従って市町村連合に帰属する。市町村には、法律の範囲内で、不動産税及び営業税の税率を決定する権限が与えられなければならない。州に市町村がない場合には、不動産税及び営業税並びに地域の消費税及び奢侈税の収入は州に帰属する。連邦及び

(22) 財政調整法 (Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Bund und Ländern (Finanzausgleichsgesetz) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3956)) 第1条

(23) 所得税法において児童手当が定められ、児童を養育する家族は所得税の納税負担が軽減されたことを指す。齋藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』716号, 2010.9, pp.55-56. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050289_po_071603.pdf?contentNo=1>

(24) 市町村財政改革法 (Gemeindefinanzreformgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 10. März 2009 (BGBl. I S. 502)) 第1条～第5条 市町村が、市町村に入る分の所得税の税率を定めることができる旨は、これまでに規定されていない。Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 830.

(25) 市町村財政改革法第5a条 *ibid.*

州には、営業税の収入〔の一部〕を割り当てることができる。割当金に関する詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²⁶⁾で定める。州法で定める基準に従って、不動産税及び営業税並びに所得税及び売上税の市町村取り分は、割当額の算定根拠とすることができる。

- (7) 共同税の収入総額のうちの州帰属分に州法が定める百分率を乗じた額は、市町村及び市町村連合の収入とする。これに加えて、州法では、州税の収入を市町村（市町村連合）の収入とするか否か、及びいかなる割合をその収入とするかを定める。
- (8) 連邦が個別の州又は市町村（市町村連合）において、当該州又は市町村（市町村連合）に直接的に支出の増加又は収入の減少（特別負担）をもたらす特別な施設を誘致する場合において、当該州又は市町村（市町村連合）がこの特別負担を担うことが見込めないときには、連邦は、必要な調整交付金を支払う。第三者からの補償金又は当該施設の効果として州又は市町村（市町村連合）に生じた金銭上の利益は、これを調整交付金の額において考慮する。
- (9) 市町村（市町村連合）の収入及び支出も、この条にいう州の収入及び支出とみなす。

第 106a 条 [近距離公共旅客交通のための連邦補助金]

1996年1月1日以降、近距離公共旅客交通のために、連邦の租税収入から一定額が州に帰属する。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²⁷⁾で定める。第1文に規定する額は、第107条第2項に規定する財政力の算定の際には考慮しない。

第 106b 条 [自動車税が州税でなくなったことに対する連邦からの補償金]

2009年7月1日以降、自動車税を〔州税から〕連邦税に変更した結果として、連邦の租税収入から一定額が州に帰属する。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²⁸⁾で定める。

第 107 条 [財政調整及び補充交付金]（一部改正）

- (1) 州税の収入並びに所得税及び法人税の収入のうちの州帰属分は、各州の領域内において当該州の財務官庁が徴収した額（納付地収入〔örtliches Aufkommen〕）が、個々の州に帰属する。〔連邦は、〕法人税及び賃金税〔Lohnsteuer〕について、納付地収入の範囲並びに配分の方法及び額に関する詳細を、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽²⁹⁾で定めなければならない。当該法律では、他の税の納付地収入の範囲及び配分に関する規定も定めることができる。売上税の収入のうちの州帰属分は、第2項の規定を留保して、人口比に応じて各州に帰属する。
- (2) 〔連邦は、〕連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽³⁰⁾で、各州の格差のある財政力が適正に調整されることを確保しなければならない。この際、市町村（市町村連合）の財政力及び財政需要を考慮しなければならない。この目的のために、当該法律で、売上税の収入のうちの州帰属分を各州に配分する際の財政力の増額及び減額を規定しなければならない。当該法律では、〔配分額の〕増額及び減額の要件並びに増額及び減額の基準を定めなければならない。財政力を算定するために、鉱業法に基づく採掘税〔Förderabgabe〕は、その収入の一部のみを

(26) 市町村財政改革法第6条 *ibid.*, S. 831.

(27) Gesetz zur Regionalisierung des öffentlichen Personennahverkehrs (Regionalisierungsgesetz) vom 27. Dezember 1993 (BGBl. I S. 2378, 2395). *ibid.*, S. 834.

(28) Gesetz zur Regelung der finanziellen Kompensation zugunsten der Länder infolge der Übertragung der Ertragshoheit der Kraftfahrzeugsteuer auf den Bund vom 29. Mai 2009 (BGBl. I S. 1170). *ibid.*, S. 836.

(29) Zerlegungsgesetz vom 6. August 1998 (BGBl. I S. 1998). *ibid.*, S. 838.

(30) 基準法 (Gesetz über verfassungskonkretisierende allgemeine Maßstäbe für die Verteilung des Umsatzsteueraufkommens, für den Finanzausgleich unter den Ländern sowie für die Gewährung von Bundesergänzungszuweisungen (Maßstäbengesetz) vom 9. September 2001 (BGBl. I S. 2302)) 及び財政調整法。

考慮することができる。当該法律では、連邦が、その財源から給付能力の低い [leistungsschwach]⁽³¹⁾州に対して一般的な財政需要に補充的に充てるための交付金(補充交付金)を交付する旨も定めることができる。交付金は、第1文から第3文までに規定する基準にかかわらず、州内の市町村(市町村連合)の租税力が特に乏しい給付能力が低い州に対して(市町村租税力交付金)、及びそれに加えて第91b条に規定する助成金⁽³²⁾の[全州に対する]割合が人口割合を下回る給付能力の低い州に対しても交付することができる。

第108条 [税務行政] (一部改正)

- (1) 関税、輸入売上税その他の連邦法律が定める消費税、2009年7月1日以降の自動車税及び他の動力による交通手段に課されている流通税並びに欧州連合の税は、連邦財務官庁が管理する。当該官庁の機構については、連邦法律⁽³³⁾で定める。中級官庁を設置する場合には、その長は、州政府の同意を得て任命する。
- (2) 他の税は、州財務官庁が管理する。当該官庁の機構及びその公務員の統一的な養成については、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽³⁴⁾で定めることができる。中級官庁を設置する場合には、その長は、連邦政府と協議して任命する。
- (3) 州財務官庁がその全部又は一部が連邦の収入になる税を管理する場合には、当該官庁は、連邦の委託を受けて活動する。第85条第3項及び第4項⁽³⁵⁾の規定は、「連邦政府」を「連邦財務大臣」と読み替えて適用する。
- (4) 連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽³⁶⁾で、税法の執行がこれにより著しく改善され又は簡便になる場合には、連邦財務官庁と州財務官庁との共同の税の管理、第1項に該当する税について州財務官庁による管理及び他の税について連邦財務官庁による管理を定めることができる。州は、市町村(市町村連合)のみの収入となる税について、州財務官庁が権限を有する管理の全部又は一部を市町村(市町村連合)に委託することができる。第1文に規定する連邦法律では、連邦と州の協働のために、当該法律で定める多数が同意した場合には、税法の執行に関する規定が全ての州に対して拘束力を有することを定めることができる。
- (4a) 連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽³⁷⁾で、税法の執行がこれにより著しく改善され又は簡便になる場合には、第2項に該当する税について、諸州の州財務官庁が協力し、又は関係する州と協議して、一又は複数の州の州財務官庁への州の境界を超えた権限の委譲を規定することができる。費用負担については、連邦法律で定めることができる。
- (5) 連邦財務官庁が行う手続は、連邦法律⁽³⁸⁾で定める。州財務官庁が行う手続及び第4項第2

(31) 「給付能力の低い州」とは、売上税の配分に際して配分額の増額を受ける州をいう(改正後基準法第9条)。改正後基準法とは、「2020年以降の財政調整制度に関する規定を定める法律(Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122))」の第1章による改正後の基準法である。

(32) 第91b条は、地域を超える意義を有する学術研究を共同任務の対象とする旨を定めている。

(33) Finanzverwaltungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 4. April 2006 (BGBl. I S. 846, 1202). Wolff et al., *op. cit.*(2), S. 844f.

(34) *ibid.*, S. 845.

(35) 第85条は、連邦から州に対して行う任務の委託を定めている。その第3項は、州の官庁は連邦の官庁の指示に従わなければならないこと、第4項は、連邦の官庁が州の官庁による執行を監督することを定めている。

(36) Finanzverwaltungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 4. April 2006 (BGBl. I S. 846, 1202). Wolff et al., *op. cit.*(2), S. 846.

(37) *ibid.*

(38) Abgabenordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61). Wolff et al., *op. cit.*(2), S. 847.

文に規定する場合に市町村（市町村連合）が行う手続は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律で定めることができる。

- (6) 財政裁判権は、連邦法律⁽³⁹⁾で統一的に定める。
- (7) 連邦政府は、[税の]管理が州財務官庁又は市町村（市町村連合）の任務である場合には、連邦参議院の同意を得て一般行政規則⁽⁴⁰⁾を制定することができる。

第109条 [連邦及び州の予算運営]

- (1) 連邦及び州は、予算運営において、独立し相互に依存しない。
- (2) 連邦及び州は、欧州共同体設立条約第104条の規定に基づく欧州共同体の立法から生ずる予算規律の遵守に関するドイツ連邦共和国の義務を共同して履行し、この枠組みにおいて、経済全体の均衡の必要性を考慮する。
- (3) 連邦及び州の予算は、原則として起債による収入なしで収支を均衡させなければならない。連邦及び州は、通常とは異なる景気変動の影響を、景気の上昇及び後退のいずれの場合においても等しく考慮に入れるための規定及び国家の統制が及ばず、かつ、国家の財政状況に著しく影響を及ぼす自然災害又は非常緊急事態の場合のための例外規定を設けることができる。例外規定を設ける場合には、債務償還に関する規定を設けなければならない。連邦予算に関する詳細は、起債による収入が名目国内総生産の0.35%を超えないときに第1文に適合するという基準に従って、第115条で定める。州の予算に関する詳細は、起債によるいかなる収入も許されないとする場合にのみ第1文に適合するという基準に従って、州がその憲法上の権限の範囲内で定める。
- (4) 連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽⁴¹⁾で、予算法、景気変動に応じた予算運営及び多年度財政計画に関して、連邦及び州に対し共通に適用される原則を定めることができる。
- (5) 欧州共同体設立条約第104条の規定と関連する、財政規律の遵守に関する欧州共同体の制裁措置は、連邦と州が65対35の割合で負担する。州に割り当てられる負担の35%は、州の住民数に応じて諸州全体が連帯して負担し、州に割り当てられる負担の65%は、諸州が負担の原因となった程度に応じて負担する。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽⁴²⁾で定める。

第109a条 [財政非常事態]（一部改正）

- (1) 財政非常事態⁽⁴³⁾を回避するため、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽⁴⁴⁾で、次の事項を定める。
 1. 連邦及び州の財政運営に対する、共同の会議体（財政安定化評議会 [Stabilitätsrat]）によ

(39) Finanzgerichtsordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. März 2001 (BGBl. I S. 442, 2262; 2002 I S. 679). *ibid.*, S. 847f.

(40) 例えば、Einkommensteuer-Richtlinien 2005 (EStR 2005) vom 16. Dezember 2005 (BStBl. I Sondernummer 1/2005 S. 3) がある。*ibid.*, S. 848.

(41) Gesetz über die Grundsätze des Haushaltsrechts des Bundes und der Länder (Haushaltsgrundsätzegesetz - HGrG) vom 19. August 1969 (BGBl. I S. 1273). *ibid.*, S. 854f.

(42) Gesetz zur innerstaatlichen Aufteilung von Sanktionszahlungen zur Sicherstellung der Haushaltsdisziplin in der Europäischen Union (Sanktionszahlungs-Aufteilungsgesetz - SZAG) vom 5. September 2006 (BGBl. I S. 2098, 2104). *ibid.*, S. 856.

(43) 財政非常事態 (Haushaltsnotlagen) とは、長期的に見て、経常経費を、借入を毎年増やしていくことによってのみ賄うことができるような予算の状況をいう。Andreas Burth et al., *Lexikon der öffentlichen Haushalts- und Finanzwirtschaft*, Tausstein: Driesen, 2012, S. 184.

(44) Gesetz zur Errichtung eines Stabilitätsrates und zur Vermeidung von Haushaltsnotlagen (Stabilitätsratsgesetz) vom 10. August 2009 (BGBl. I S. 2702). Wolff et al., *op.cit.*(2), 857.

る継続的な監視

2. 財政非常事態が差し迫っていることを確定するための要件及び手続

3. 財政非常事態を回避するための再建プログラムの立案及び実施のための諸原則

(2) 財政安定化評議会は、2020年以降、連邦及び州による第109条第3項の準則の遵守を監視する義務を負う。監視は、欧州連合の機能に関する条約に基づく財政規律の遵守に関する法令による準則及び手続に従って行う。

(3) 財政安定化評議会の議決及びその基礎となった審議資料は、公表されなければならない。

第110条～第113条（略）

第114条〔会計検査及び連邦会計検査院〕（一部改正）

(1) 連邦財務大臣は、連邦政府の責任を免除するために、次会計年度中に全ての収入及び支出並びに資産及び負債について、連邦議会及び連邦参議院に対して決算書を提出しなければならない。

(2) その構成員が裁判官的独立性を有する連邦会計検査院は、連邦の決算書並びに財政運営及び経済運営の経済性及び合法性を検査する。連邦会計検査院は、第1文に規定する検査の目的で、連邦の行政機関以外の官署においても調査を実施することができ、これは、連邦が州の任務遂行のために目的が限定された財政資金を州に交付する場合にも適用される⁽⁴⁵⁾。連邦会計検査院は、連邦政府のほか、連邦議会及び連邦参議院に対しても毎年、直接報告を行わなければならない。その他の場合、連邦会計検査院の権限は、連邦法律⁽⁴⁶⁾で定める。

第115条（略）

第10a章 防衛事態（略）

第11章 経過規定及び末尾規定

第116条～第125b条（略）

第125c条〔市町村の公共交通資金調達及び社会住宅助成に関する連邦の法令に関する経過規定〕（一部改正）

(1) 2006年9月1日まで効力を有していた文言による第91a条第1項第1号⁽⁴⁷⁾と関連して同条第2項の規定に基づき制定された法令は、2006年12月31日まで引き続き効力を有する。

(2) 市町村の公共交通のための資金調達及び社会住宅助成の分野において、2006年9月1日まで効力を有していた文言による第104a条第4項⁽⁴⁸⁾の規定に基づいて定められた規定は、2006年12月31日まで引き続き効力を有する。市町村の公共交通の資金調達の分野において市町村公共交通資金調達法⁽⁴⁹⁾第6条第1項に規定する特別なプログラムのために定めら

(45) 連邦会計検査院は、州の官庁においても会計検査を実施することができるようになった。 *ibid.*, S. 869.

(46) Gesetz über den Bundesrechnungshof (Bundesrechnungshofgesetz - BRHG) vom 11. Juli 1985 (BGBl. I S. 1445). *ibid.*, S. 868f.

(47) 2006年末まで効力を有していた第91a条第1項第1号は、大学及び学科の新設等の分野における連邦と州の共同任務を定めていた。

(48) 2006年末まで効力を有していた第104a条第4項は、重要な投資に係る州に対する財政支援に関する規定であり、2006年の基本法改正 (BGBl. I S. 2034) において第104b条に繰り下げられ、財政支援の効果がさらに高まるよう要件が厳格化された。Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 805.

(49) Gemeindeverkehrsfinanzierungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. Januar 1988 (BGBl. I S. 100).

れた規定並びに2006年9月1日まで効力を有していた文言による第104a条第4項に基づき制定された、基本法第104a条第4項に基づくブレーメン州、ハンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ニーダーザクセン州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州に対する港湾に係る連邦の財政支援に関する2001年12月20日の法律⁽⁵⁰⁾で定められた規定は、廃止されるまで引き続き効力を有する。市町村公共交通資金調達法は、2025年1月1日以降、連邦法律により改正することができる。2006年9月1日まで効力を有していた文言による第104a条第4項に基づき定められた他の規定は、2019年12月31日より前の失効日が既に定められ又は定められる場合を除き、2019年12月31日まで引き続き効力を有する。

第126条～第143c条（略）

第143d条【財政強化支援に関する経過規定】（一部改正）

- (1) 2009年7月31日まで効力を有していた文言による第109条及び第115条の規定は、2010会計年度まで適用される。2009年8月1日から効力を有する文言による第109条及び第115条の規定は、2011会計年度以降に適用されるが、設置済みの特別財産に係る2010年12月31日における既存の起債権限は、影響を受けない。州は、2011年1月1日から2019年12月31日までの期間においては、効力を有する州法上の規定の基準に従って、第109条第3項の準則から逸脱することが許される。州の予算は、2020会計年度において第109条第3項第5文の準則を満たすよう編成されなければならない。連邦は、2011年1月1日から2015年12月31日までの期間においては、第115条第2項第2文の準則から逸脱することができる。既存の赤字の解消は、2011会計年度から開始するものとする。毎年度の予算は、2016会計年度において第115条第2項第2文の準則が満たされるよう編成されなければならない。詳細は、連邦法律で定める。
- (2) 第109条第3項の準則を2020年1月1日以降遵守することに対する支援として、ベルリン州、ブレーメン州、ザールラント州、ザクセン・アンハルト州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州に対して、2011年から2019年までの期間について、連邦予算から毎年総額8億ユーロ⁽⁵¹⁾の財政強化支援を供与することができる。このうちブレーメン州に3億ユーロ、ザールラント州に2億6000万ユーロ並びにベルリン州、ザクセン・アンハルト州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州にそれぞれ8000万ユーロが配分される。当該支援は、連邦参議院の同意を得た連邦法律⁽⁵²⁾で定める基準に従った行政協定に基づいて行われる。支援の措置は、2020年末までに財政赤字を完全に解消することを前提とする。詳細、特に財政赤字解消の年次計画、財政安定化評議会による財政赤字解消の監視及び解消計画を遵守しない場合の効果は、連邦参議院の同意を得た連邦法律⁽⁵³⁾及び行政協定で定める。財政強化支援及び極度の財政非常事態を理由とした財政再建支援を同時に供与することはできない。
- (3) 財政強化支援の供与から生じる財政負担は、連邦と州が折半し、州はその売上税の帰属分から負担する。詳細は、連邦参議院の同意を得た連邦法律⁽⁵⁴⁾で定める。

(50) Gesetz über Finanzhilfen des Bundes nach Artikel 104a Abs. 4 des Grundgesetzes an die Länder Bremen, Hamburg, Mecklenburg-Vorpommern, Niedersachsen sowie Schleswig-Holstein für Seehäfen vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3955, 3962).

(51) 1ユーロは約131円（平成30年11月分報告省令レート）。

(52) Gesetz zur Gewährung von Konsolidierungshilfen (Konsolidierungshilfengesetz - KonsHilfG) vom 10. August 2009 (BGBl. I S. 2702, 2705). Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 957f.

(53) *ibid.*

(54) 財政調整法第1条 *ibid.*, S. 958.

- (4) 連邦は、ブレーメン州及びザールラント州が第 109 条第 3 項の準則を将来独力で遵守するための支援として、2020 年 1 月 1 日以降、連邦の予算から、両州に対して毎年総額 8 億ユーロの財政再建支援を供与することができる。両州は、これに対して、過剰な債務を削減し、経済力及び財政力を強化するための措置を講ずる。詳細は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法律⁽⁵⁵⁾で定める。財政再建支援及び極度の財政非常事態を理由とした財政再建支援を同時に供与することはできない。

第 143e 条 [連邦高速道路及び他の連邦長距離道路の管理を州への委託事務から連邦事務とすることに伴う経過規定] (新設)

- (1) 連邦高速道路は、第 90 条第 2 項の規定にかかわらず、最長でも 2020 年 12 月 31 日まで、州により又は州法に基づく所管の自治団体により、連邦からの委託事務として管理される。連邦は、連邦参議院の同意を得た連邦法律⁽⁵⁶⁾で、委託事務の第 90 条第 2 項及び第 4 項に規定する連邦事務への変更を定める。
- (2) 連邦は、第 90 条第 4 項の規定にかかわらず、州が 2018 年 12 月 31 日までに要請した場合には、当該州の領域内にある他の連邦長距離道路 [の管理] を、2021 年 1 月 1 日をもって連邦事務として引き受ける。

第 143f 条 [基本法第 143d 条、財政調整法及び基本法第 107 条第 2 項の規定により制定された他の法律の条件付き失効] (新設)

第 143d 条、連邦と州の間の財政調整に関する法律及び 2020 年 1 月 1 日以降に効力を有する文言による第 107 条第 2 項に基づいて制定された他の法律は、2031 年 1 月 1 日以降に連邦政府、連邦議会又は 3 以上の州が共同で連邦国家の財政調整制度の再編に関する交渉を要求し、連邦政府、連邦議会又は当該諸州が交渉を要求した旨の連邦大統領への通知 [Notifikation] から 5 年経過後に連邦国家の財政調整制度を再編するための法律が施行されていない場合には、失効する。失効の日は、連邦法律公報において公示しなければならない。

第 143g 条 [基本法第 107 条の適用] (新設)

租税収入の配分、州間財政調整及び連邦補充交付金については、2017 年 7 月 13 日の基本法改正法律の施行まで効力を有していた文言による第 107 条の規定を、2019 年 12 月 31 日まで引き続き適用しなければならない。

第 144 条～第 146 条 (略)

(わたなべ ふくこ)

(55) Sanierungshilfengesetz vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3126).

(56) Gesetz zu Überleitungsregelungen zum Infrastrukturgesellschaftserrichtungsgesetz und zum Fernstraßen-Bundesamt-Errichtungsgesetz sowie steuerliche Vorschriften (Fernstraßen-Überleitungsgesetz - FernstrÜG) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3144). Wolff et al., *op.cit.*(2), S. 959.